

令和2年

松 前 町 議 会

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令和2年12月14日 開会

令和2年12月15日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

# 目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 -----	1 頁
----------------------	-----

## 令和2年12月14日(月曜日) 第1号

○議事日程 -----	3 頁
○会議に付した事件 -----	3 頁
○出席議員 -----	3 頁
○欠席議員 -----	4 頁
○出席説明員 -----	4 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 -----	4 頁
○議長あいさつ -----	5 頁
○開会宣告・開議宣告 -----	5 頁
○表彰伝達式 -----	5 頁
○諸般の報告・議事日程 -----	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 -----	5 頁
○日程第2 議会運営委員会報告 -----	5 頁
○日程第3 会期の決定 -----	5 頁
○日程第4 行政報告 -----	6 頁
○日程第5 一般質問	
9番 梶谷康介君 -----	7 頁
(1)松前町存続の為の財源対策は？	
5番 福原英夫君 ----- 19 頁	
(1)再生可能エネルギー事業はまちづくりの原動力となるのか	
1番 疋田清美君 ----- 30 頁	
(1)Iターン・Uターンの住める町	
○日程第6 議案第75号 松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定 について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	35 頁
○日程第7 議案第69号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第8回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	35 頁
○日程第8 議案第70号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算 (第4回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	45 頁
○日程第9 議案第71号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 2回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	46 頁
○日程第10 議案第72号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第2回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	48 頁
○日程第11 議案第73号 令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第2回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	50 頁
○日程第12 議案第74号 令和2年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)	

	(提案説明・質疑・討論・採決) -----	5 1 頁
○散会宣告 -----		5 4 頁

# 目 次

令和 2 年 1 2 月 1 5 日(火曜日) 第 2 号

○議事日程	-----	5 5 頁
○会議に付した事件	-----	5 5 頁
○出席議員	-----	5 5 頁
○欠席議員	-----	5 6 頁
○出席説明員	-----	5 6 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	-----	5 6 頁
○開議宣告	-----	5 7 頁
○諸般の報告・議事日程	-----	5 7 頁
○日程第 1	会議録署名議員の指名 -----	5 7 頁
○日程第 2	議案第 7 6 号 松前町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定について（提案説明・質疑・総務経済常任委員会に付託・委員長報告・質疑・討論・採決） --	5 7 頁
○日程第 3	議案第 7 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決） -----	6 0 頁
○日程第 4	議案第 7 8 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決） -----	6 1 頁
○日程第 5	議案第 7 9 号 松前町病院事業修学資金貸付条例等の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決） -----	6 2 頁
○日程第 6	議案第 8 0 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決） -----	6 3 頁
○日程第 7	議案第 8 1 号 公有水面埋立てについて（提案説明・質疑・討論・採決） -----	6 4 頁
○日程第 8	議会改革に関する調査特別委員会中間報告について -----	6 5 頁
○日程第 9	閉会中の所管事務調査の申し出について -----	6 7 頁
○日程第 1 0	閉会中の正副議長、議員の出張承認について -----	6 7 頁
○閉会宣告	-----	6 7 頁

## 提出案件及び議決結果一覧表

### 1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
69	令和2年度松前町一般会計補正予算（第8回）	2.12.14	原案可決
70	令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）	同 上	同 上
71	令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2回）	同 上	同 上
72	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）	同 上	同 上
73	令和2年度松前町水道事業会計補正予算（第2回）	同 上	同 上
74	令和2年度松前町病院事業会計補正予算（第3回）	同 上	同 上
75	松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
76	松前町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定について	2.12.15	同 上
77	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
78	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
79	松前町病院事業修学資金貸付条例等の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
80	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	同 上	同 上
81	公有水面埋立てについて	同 上	同 上

## 2. 議員提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
	議会改革に関する調査特別委員会中間報告について	2.12.15	報告済
	閉会中の所管事務調査の申し出について	同上	承認
	閉会中の正副議長、議員の出張承認について	同上	同上

令和2年12月14日（月曜日）第1号



令和2年  
松前町議会第4回定例会  
令和2年12月14日（月曜日）第1号

---

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 行政報告  
日程第5 一般質問  
日程第6 議案第75号 松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定について  
日程第7 議案第69号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第8回)  
日程第8 議案第70号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)  
日程第9 議案第71号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)  
日程第10 議案第72号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)  
日程第11 議案第73号 令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)  
日程第12 議案第74号 令和2年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)
- 

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 行政報告  
日程第5 一般質問  
日程第6 議案第75号 松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定について  
日程第7 議案第69号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第8回)  
日程第8 議案第70号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)  
日程第9 議案第71号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)  
日程第10 議案第72号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)  
日程第11 議案第73号 令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)  
日程第12 議案第74号 令和2年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)
- 

◎出席議員（12名）

- |    |     |       |     |     |        |
|----|-----|-------|-----|-----|--------|
| 議長 | 12番 | 伊藤幸司君 | 副議長 | 11番 | 堺繁光君   |
|    | 1番  | 疋田清美君 |     | 2番  | 飯田幸仁君  |
|    | 3番  | 沼山雄平君 |     | 4番  | 宮本理恵子君 |
|    | 5番  | 福原英夫君 |     | 6番  | 近江武君   |

7番 工藤松子君  
9番 梶谷康介君

8番 西川敏郎君  
10番 斉藤勝君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員

町長 石山英雄君  
総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長  
尾坂一範君  
税務課長 三浦忠男君  
健康推進課長 松谷映彦君  
水産課長兼水産センター所長 渡辺孝行君  
農林畜産課参事兼肉牛改良センター所長  
三谷幸一君  
建設課長 横山義和君  
病院事務局長 白川義則君  
水道課長 高橋光二君  
学校教育課長兼学校給食センター所長  
鍋谷利彦君  
議会事務局長兼監査室長 鍋島孝明君

副町長 若佐智弘君  
政策財政課長兼会計管理者兼出納室長  
佐藤隆信君  
福祉課長兼清部保育所長 岩城広紀君  
町民生活課長 平田昭浩君  
農林畜産課長兼農業委員会事務局長  
福井純一君  
商工観光課長 田中建一君  
大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長  
川合秀樹君  
教育長 宮島武司君  
文化社会教育課長 堀川昭彦君  
監査委員 藤崎秀人君

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 鍋島孝明君  
議会事務局書記 三上大輔君

議会事務局次長 佐藤巧君

---

◎議長あいさつ

---

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和2年松前町議会第4回定例会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼を申し上げます。

---

◎開会宣告・開議宣告

---

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和2年松前町議会第4回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

---

◎諸般の報告・議事日程

---

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番福原英夫君、6番近江武君、以上2名を指名致します。

---

◎議会運営委員会報告

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 12月10日、開催された議会運営委員会において、本定例会の会期は本日から12月15日までの2日間と致しまして、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

---

◎会期の決定

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から12月15日までの2日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

---

◎行政報告

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、町長の行政報告を議題と致します。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長(石山英雄君) おはようございます。

令和2年松前町議会第4回定例会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

再生可能エネルギー(大型風力発電等)事業の推進について。

現在、松前町の再生可能エネルギーを活用した取り組み状況をご報告申し上げます。

1、松前町地域マイクログリッド構築マスタープランの作成について。

地域マイクログリッドとは、町広報11月号でもお知らせしていましたが、東急不動産株式会社が所有するリエネ松前風力発電所の大型蓄電施設を活用し、大規模停電時(ブラックアウト)のバックアップと効率的な電力の供給を目指して、今年度に経済産業省のモデル事業として採択を受け、松前町と東急不動産株式会社の共同申請により、松前町地域マイクログリッド構築マスタープランの策定に取り組んでいるところでございます。

これは、地域で発電した電気を既存の送電網を活用して、その地域に送電できないか検討を図るもので、まずは本庁区域(建石～大沢)に範囲を設定し、去る11月4日に第1回目のマスタープラン検討委員会が松前町で開催され、専門知識を有する東京大学大学院准教授、函館高専教授や送電網を管理する北海道電力ネットワーク株式会社担当部長及び町政策財政課長を委員とし、経済産業省北海道経済産業局職員も招いて、計画の内容や様々な課題など活発な議論が行われました。安定した電力の供給や変電所への独立した接続など課題は多くありますが、解決できる見込みであり、事業性は高いとされ、全国的にも先進事例として期待されており、ぜひ成功させたいと前向きなお話もいただきました。

今後は、検討委員会を重ね、マスタープランを策定し、来年度以降も引き続き調査や実証テストなどを実施し、地域マイクログリッド構築の成功が確認されれば、将来、松前町内全域の平常時の電力も、町内で発電した電力で賄うことも可能であり、安価で効率的な電気の地産地消の実現も期待できることから、災害に強いまちづくりを目指し、取り組みを進めてまいります。

2、松前沖の洋上風力発電誘致に係る促進区域の指定に向けた取り組みについて。

洋上風力発電は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)に基づいて実施され、国の促進区域の指定を受けなければ事業を進めることができないこととなっております。

現在、準備が進んでいる区域は、秋田県沖や青森県沖、更には檜山沖や南後志地区沖と日本海沿岸にかけての区域であり、当町としても風況については勝るとも劣らず、洋上風力発電の誘致による経済効果や漁業をはじめとする産業振興策などの活性化が図られ、固定資産税の増収も見込まれることなどから、将来の著しい人口減少に対応する産業全般の活性化やビジネスチャンスの拡大を目指し、洋上風力発電の誘致に向け、利害関係者である松前さくら漁業協同組合の理事会の承認もいただいたことで、まずは、国の促進区域の指定を受けるための情報提供の手続きを進めることとしたところでございます。

国においても、2050年までに温室効果ガスの実質ゼロを目指し、再生可能エネルギーの導入を促進するといった内閣総理大臣の所信表明もあり、再生可能エネルギー事業はますますの発展が期待できる分野であることから、当町の風況を活かし、日本のエネルギー自給率の向上及び環境への貢献と町の地域振興及び産業の持続化を図るため、洋上風力

発電の誘致の取り組みを推進するものであります。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で行政報告済と致します。

---

◎一般質問

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、一般質問を行います。

既に通告がありますので、通告順に発言を許します。

9番梶谷康介君。

○9番(梶谷康介君) 皆さん、おはようございます。

今年初めて一面真っ白になりました。正直言ってこの12月の4定に、こういう環境になるとピリッと引き締まりますよね。

前置きはそれぐらいにしまして、全世界って言いますか、世界中って言いますか、この新型コロナウイルスによる状況で、本当に大変な状態が続いております。幸い松前町はそういう発症の、発生って言いますか、発症と言いますか、その実例が今んとこないわけで、何となく胸をなで下ろしております。できれば、こういう状態がずっと続いてもらえればなど、そういう願いを持っております。

こういう時代だからこそ、あれもできない、これもできない、そういう状況の中で、松前町がこういう状態から、少しでも前進できるような状態をつくっていかなければいけないという、私考え方を持って、今だからこそしっかり自分達の町を考えていかなければいけないと、こういう認識の基に今回の一般質問をさせていただく状況となったわけでございます。

北海道には、特定放射性廃棄物を受け入れない、受け入れがたいと、こういう条例がありますよね。そういう条例がありながら、寿都町、あるいは神恵内村、例の文献調査に対して自ら手を挙げたと。寿都は町長自らの判断で手を挙げ、更には神恵内では村民の請願を議会が採択して、これが議会の意志、あるいは住民の意志と受け止めて村長が決断をしたと、そういう状況が見えております。

この状況を見てね、どういう背景があったのかなという、自分なりの思いを巡らしてみました。おそらく、自分達の町や村がこれから存続していくために、どうしてもそのための財源を確保しなければいけないと。そのために大きなリスク、町を二分するような状態もあり得るだろうし、また将来にそういうものを受け入れるか受け入れないかは、この文献調査だけでは決まりませんが、更に概要調査だとか、精密調査だとかというものを経て、最終的な地域指定ということになるのかなと。

そういう段階の中でね、あえてこんな決断をしたということは、前段で申し上げましたとおり、自分達の自治体を支えていくためには、どうしても財源が必要なんだと。おそらく今言ったようにリスクを覚悟で決断した背景だと、私は認識しております。形は変わっても、おそらくその背景は自分達の町、村を支えていくための財源確保だと、そういう認識に立っております。

非常に、全国自治体の状況を見ますと、松前に限らず、自分達の町を支えていくためには、過疎、あるいは少子高齢化、そうしたもののもとに非常に苦慮してる状態だと思います。そういう寿都の町長、あるいは神恵内の村長の決断の背景を考えた時にね、町長同じ町を責任を持って支えていく立場にあるものとして、この心境をどう受け止めておりますか。まず、その辺の認識からお尋ねしたいなど、このように思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 今、梶谷議員から寿都町、あるいは神恵内の対応についてのお尋ねがあったところであります。町を守る首長と致しましては、財源の確保、大変大事なものであります。その中でこの文献調査、あるいは概要調査にあたるなどの国からの交付金というのは、大変な魅力を感じずる財源であるというふうに、各自治体の首長は、共通した認識を持っているものだというふうに思っているところであります。

しかしながら、今寿都和神恵内の対応につきまして、地域の実情は全く違うというふうに思っているところであります。しかしながら、財源を確保する責任は、今の2町、寿都和神恵内のお話でございますが、私個人と致しましては、寿都和神恵内の判断は、一概に善し悪しを判断できるものではないというふうな認識をしております。交付金だけで判断されたのではなくて、寿都町、あるいは神恵内村の10年後、20年後の予想、未来を描きながらこのような判断をしたものだというふうに思っているところであります。町の実情、本当に抱える課題違いますけども、町長も村長もそういう思いで判断されたというふうに思っているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) いろいろ町長の気持ちを聞かせていただきました。その中身は、やっぱり町を支えていくものとしてね、どうしても財源確保が必要だと、今の寿都の町長にしても、神恵内の村長にしても、その気持ちは十分理解できると。石山町長の考え方も、やっぱりそのようだと、私もそう受け止めてます。この件に関してはね、やっぱり20億ってのはすごい魅力ですよ。かといって、こういう状態、20億ほしいから何が何でも手を挙げてっていう話には、私はいかないと思うんですよ。むしろ、そういう状態にならないためにもね、常日頃、自分達の町を支えていくための財源は、こんな形で求めていくんだっていう考え方は持ちながらね、おそらく町政執行されていると思うんです。

基本的にはね、やはり自分達の町で町税から始まる、この税収の中身を見ればね、明らかのように自分達の方で財源を確保できるっていうのは、限られていますよね。1款から20款まで、ずっと私このたび、うちにいる時間がね、ある意味では恵まれた状態の中で、その時間を利用しながら、今更と思いつながら町の歳入の状況を調べてみる、1款の町税から始まって20款までの中身をね、全部チェックしてみた。やはり、その大宗は地方交付税ですよ。

ある町で、その町の職員にある人が、この町は何で食ってるのっていうようなお話をした時に、その職員はすかさず地方交付税って言ったそうです。笑えない話ですよ、現実がそのとおりでございましてね。だから、そういう中でね、厳しい町政運営をしているんだから、やむを得ないと言えばやむを得ないとは言いつながら、前段で申し上げましたように神恵内なり、寿都なりの行動に出るようなことがないように。そこまでいったら私は、松前も厳しい状態になるかなと思いますんでね、そこに行かないまで、行くまでに自分達のできる努力をしていかなければいけないんでないのかなと。そういう観点からね、今回の質問の中身なんですよ。

時間があるからって言って予算、これは平成31年度、そして途中で変わって令和元年と。そういう中身の年度の予算をチェックしてみました。総額48億9千620万円、これ当初予算ですね。その中の町税の部分がどれだけあるかと。5億950万8千円です。率にしますと10%ちょっとです、10%ですよ。

町税の中でもね、6項目ありますよね。その6項目だって全て、もちろん全くゼロでないですから、あてにしないってことではないんですけども、頼りになる要素ってのはね、町民税と固定資産税。この部分だけでもね、この町民税の約84%になってます。町民税

の方は、町税の中の町民税いけば2億4千400万ちょっと。それから固定資産税にすると1億4千700万ちょっとと、極めて少ないって言えば少ない、でも松前の現状からすれば、これ限界なのかなというような認識をしております。

ですから、そういうものが数字の上にはっきり出ているんですから、依存財源、地方交付税から始まる国、道の支出金だとか、そういう関係考えますとね、3割以上どころか、2割ちょぼちょぼぐらいの状態自分達の財源確保してる。ですから、自分達の力でやれる部分がこの部分で、しかもこういう状態であるとすれば、どうしなければいけないかという話に移っていききたいなど、私思ってます。

町民税の増を望むとすれば、一番大きな要素としては、まず人間が増えないといけないよね。人間が、人口の減少に負けていけば、この部分はどんどんどんどん減っていきます。

それからもう一つ、町民の数だけでもいけない、町民の所得が上がらないといけない。そういう部分も考えますとね、やはり町長が町全体を考えて、政策を執行していく場合には、今言ったようなものを基本にしながら、人口の減少を歯止めがかからないまでも、減少のカーブを緩やかにしていかなければ、常に言ってますよね、町長もね。

それから、今の町民の所得を考えますと、やっぱり基本的には松前の町は、基幹産業は漁業だという、これは昔から松前の町の実態として誰もが認識してます。しかし、かつての松前町の基幹産業と漁業と、今日の基幹産業の漁業の実態ってのは、大変な状態の変化なってます。松前の漁業生産なんて、来る時に漁業協同組合の生産の状況がわかる資料、ちらっと見ましたけれどもね、この時期ですよ、去年の同じ時期に比べると1億のマイナスですよ、去年と比べて1億のマイナス。じゃあ、去年の水揚げはどうだったんだって言うと、10億ちょぼちょぼでしょ。今年の状況はこのまま続くと、組合の決算、あまり立ち入った話控えないといけないんですけどもね、組合長は去年は黒字だったと。その原因って言うか、要因って言うのは販売実績が生産と上手く結びついていったと。更には町からの2千万円の支援金があったと。そういうような話をされてますけどね、今年のこの実績からいくとね、おそらく大変な状況になるんでないかなと思ってます。これは、基幹産業の漁業に関しての話なんですけどね。

ですから、町の経済を支えていくためには、この漁業を中心とした、例えば水産加工の状態なんかも考えていくとね、極めて厳しい、今更言うまでもないんです。でも、私はあちらこちらの加工場の人方と意見交換して、私はよくやっているとしますよ、本当によくやっているとします。

話あちらこちらに飛びますけどね、松前町のこの町の総合計画に関する計画の中心ってのはほとんどね、漁業生産であり、その関連の水産加工場であり、これはちゃんとその計画の中に柱として位置付けされてるんですよ。でも、現実には極めて厳しい。ならどうするかっていう話が、私は見えてきてないですよ、と思います。私にはそう映ります。

だから、漁業協同組合の支援策としてね、累積欠損金の穴埋めに、これ表現適切ではないかもしれませんが、健全経営を願い、更には漁業振興を願って町民の大切な税金を単年度2千万、3年度補助する政策をやりました。私は効果ないと思いますよ、今のやり方見てると効果ないと思います。間違いなく累積欠損金は減っていきます、減っていきますけども、それに伴って漁業振興策が進んで行って、生産の状況がいい方向に行くっていう兆しがどこにも見えない。

この資料一つ一つ提示しながらお話していけばいいんでしょうけども、ちょっと時間かかりますよね。これ、今年の11月末のね、組合の取扱実績表なんですけど、これをみますとね、この時期でね、この時期で1億円台の水揚げしてるのはね、カニ漁業しかないん

ですよ。カニ漁業っていうのは、漁業者1事業体ですよ。それ以外で2番目に来るのが、ようやくマコンブの8千800万。それから3番目にくるのがマグロで6千980万。4番目に促成コンブ、いわゆる養殖コンブ5千万。そういう状況ですよ、基幹産業でね、1億円達成できる種目、魚種ってのが限られた魚種一つだと。これ、かつての松前の漁業、生産の状況見ますとスルメイカ、真イカですね、これが3億だとか、桁違うんですよ。そういう状況で推移してきた松前町ですけれども、現状は極めて厳しいと。

ですから、最終的に町長のまちづくりの姿勢でお尋ねしようかなと思ってんだけど、町長が初挑戦する時ね、漁業振興でまちづくりをっていうキャッチフレーズを持っていた、おそらく町長就任して2期、3期目の現在、10年過ぎようとしてるこの時期にね、町長、このビジョンだけでいけないでしょう。ならどうするっていう話は後でしますけどもね、極めて厳しい状況であることには間違いないと。

今のね、自分達で何とか財源を確保できる部分が町税であり、そん中の町民税であり、固定資産税であるという点に私は着目して質問を続けていきたいなと思ってます。

順序はいつでもいいんですけどね、町民税であっても固定資産税であってもいいんですけども、一番わかりやすいところからいくと固定資産税ね。今回の風力発電の関係で、ざっと1億円の増収がありましたと。これからも風力の発電の事業は展開していくだろうし、更には今回の再生可能エネルギーのね、計画書のビジョンってんですか、計画書見せてもらいました。そうしたのもみんなこの固定資産税をあてにしているか、しているっていう表現がね、適切かどうかわかりませんが、そういう形でやられていると私は見てんですよ、間違いでないと思います。

ただね、この固定資産税の対象になる今の風力であっても、洋上にしても、あくまでも償却資産です。いつまでもそれあてにできるものじゃない、耐用年数に応じて、あるいは減価償却の仕方によっては、これは定率法って聞いてましたけどね、定率法でいくと大ざっぱに言えばね、1割ぐらいの減になっていくと。だから、そういうものも取り組みとしては決して否定はしませんけれども、永久的に松前の財源として考えられるものではないってふうに。

それから、今の洋上の関係も、新聞見る限りしか私はわかりません。政策財政課長の談話が出てましたよね。いろんな手続して、仮にその地域の指定を、区域の指定を受けても、これ1、2年かかります。更にそれからいろんな手続手順、そしてもし上手くいって指定を受けて、その洋上風力に取り組んでも、完成するまでは10年ぐらいかかりますっていうような課長の談話が出ておりました。ということは、固定資産税を見込んでも10年後でなければ、上手くいっても10年後でなければそれが見えて来ない。更にこの洋上風力に関しては、おそらくあちらこちら手を挙げる自治体があるみたいですが、これはお互いの競争になるんでしょう、おそらく。

しかも、この北電の出力制限っていう話も出てますよね、全国の電力会社で一番大きいんです、する制限の幅が。そうしたものがこの洋上風力の事業に取り組もうとする事業者が、非常にそういう出力制限がある事業とすれば不安定だから、ひょっとすれば二の足を踏むんじゃないかと。今の状況では、まあ松前では大体7社、7事業者ぐらいから、この洋上風力に関心を示しているというニュースは私いただいておりますけども、それは間違いないでしょう、大体7社ぐらいですよ。それが今言ったように順調に区域指定されて、そして事業が始まって10年後まで続いたとすれば、期待できるのは固定資産税がね、見えるまでの間のこの工事に関わる経済効果ってんですか、そういうものは常識的にはわかりますよね。ただ、それがどれぐらいになるのかなって積算っていうのは、なかなか状況



を判断しないとできないでしょうから、金額的にはわからない。

ただ、一番心配するのはね、ビジョンの中に私一通りしか読んでません、読んでませんけども、あれ見た限りではね、例えば人口の増加だとかね、それから町の活性化だとか、そういうものは漁業振興までも関係あるみたいな話してるの理解できないんだよね、そういう感覚が。今言ったような経済波及効果だとかね、それから、最終的に固定資産税の収入が見込めるとかっていう面では、私は理解できますけれども、この町の状態がね、人口にどう影響するかとか。あすこで働く場所が見えてきますか、まあ、確か町長の談話だったかな、組合長の談話だったかな、例えば洋上風力発電施設のね、保守点検だとか、漁船を使って、おそらく行われるだろうという話は出てますけど、それは、町全体の経済考えた時に、決して間違いではないとはいいながら、大きな期待を寄せるものではないんでないのかな。

まして、組合がね、そういうものを期待して自分達の組織の健全化図るっていうのは、まあ、全く否定はしませんけれども、いささか、道がちょっとずれてるんでないかなという気がします。むしろ、やっぱり自分達のここの町の、表現悪いですけども、流れ漁業をあてにしている状態が極めて厳しいとすれば、つくり育てる漁業で、先ほど順番の話しましたが、ナマコあたりはあれで7、8番目まで上がってきてますよね。だからそういう面は、額はともかく、まだ何千万の段階ですけども、やはりコンブ、あるいはナマコ、そうしたものの振興ってのが、やっぱりこれからの松前の漁業支えてく根幹でないのかなと、そういうこと考えたら、組合なんかね、もっともっと可能性のある促成コンブなんかに入力していかなければいけないのに、全く増えてないでしょう。むしろ取り組んでる人方の高齢化現象って言いますかね、それから周りの状況、いろんなものが原因してると思いますけれども、増える要素がないって言うの。私は組合の、これは組合批判になりますけれどもね、そういう可能性のあるものになぜ力を入れていかないのかなと。せっかく健全経営、漁業振興を根幹にしながら、大事な、町民の大事な税金を補助まで、支援までいただいているがね、私はやることに対しては疑問を感じてますよ、今でも。

肝心の質問がちょっとずれてしまいましたけれどもね、町長今のね、私いろいろ述べていましたけれども、答弁するのに、ちょっと質問のポイントをつかみにくい形で恐縮なんですけれどもね、今の固定資産税に対する取り組みは、私は否定はしておりませんけれどもね、なかなか大変だと思います。どうなんですか、これは、実際にこれ取り組む形としてね、単なる、表現悪いですけどね、政策財政課の担当課におめえだちやっておけやぐらいの形でこれ取り組んでんですか、これは大変な事業でしょう。やっぱり取り組む姿勢っていうのがね、私は政策執行する町長としては、一番大事でないのかなと。おめえだちやっておけよじゃいけないんでないのかなと思いますけど、町長、その辺の考え方がどうですかね。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 財政運営についてお尋ねがございました。本当にどこの自治体も財政運営、大変厳しい状況だというふうに思っております、自治体個々個々により、知恵を出しながら、財源の捻出をしているというふうに理解をしているところであります。

今、議員から財源確保の関係でお話がございました。ご指摘のように松前町は、町の収入の全体を100と致しますと、議員おっしゃるように、自主財源比率が20%と低く、依存財源の比率が80%、ほとんど交付税に頼っているのが現実であります。交付税に頼らざるを得ない財源構造が、私どもの松前町の最大の弱点でありまして、総体収入の50%、更には一般財源ベースで見た場合、70%を交付税が占めている、交付税の減額が財

政の死活問題になるというふうなところは、議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。今年、交付税算定の基礎となる国勢調査の年でもありました。千人規模で減少する見込みであるというふうに捉えているところであります。令和3年度以降の交付税の減少は避けられない見通しであるというふうに認識をしているところであります。

このようなことから、自主財源の確保、大変重要な課題であると認識しておりますが、議員ご指摘のように、町税が増加すると交付税が減額するというふうな算定法上の仕組みもありますけれども、痛し痒しでありますけれども、財源の確保は、やっぱり自主財源の確保が、財政力を保つためには自主財源の確保が大変重要だというふうに思っているところであります。その中で町税のお話をさせていただきました。この中、固定資産税のお話もいただきました。現在大型風力発電施設で今年、令和2年に1億1千万ほどの増収があったところであります。議員ご指摘のように、これは、償却資産でありまして、年々資産価値がなくなるというふうなことの繰り返しになるわけでありまして、一定期間には、効果な財源とはなりませんけれども、恒久的にというふうなことになる、償却資産の性質上、そういうふうにならざるを得ないというふうに思っているところであります。

また、洋上風力のお話もいただきました。現在、陸上の2倍以上の発電能力があり、洋上風力については建設費も膨大で、誘致がもし決まれば固定資産税もかなりの増収が期待できるというふうに思っております。しかしながら、償却資産のために、今議員おっしゃるように恒久的には課題は残りますけれども、国の再生可能エネルギーに取り組む姿勢が強まっております、世界的にも脱・炭素社会を目指していることを踏まえると、電気は生活や事業にはなくてはならないエネルギーであるために、大規模発電を有する洋上風力につきましても、私どもは、次から次へと更新されていく可能性が高いのではないかとこのように思っております。その観点から見ますと、長期的な財源になり得る見込みもあるというふうに認識しております。ですから、洋上風力につきましても、きちんと国のプロジェクトというふうな観点からいきましても、町の財源の確保ということからいきましても、ぜひ成功はさせていきたいなというふうに思っているところであります。

また、現在陸上でも東急不動産の方では20基以内の予定もあるようでありまして、これも整備できれば固定資産の増収になるというふうなことであります。

それから、東急不動産とのやる気の話もされておりましたけれども、昨年の12月に協定を結ばせていただきました。東急不動産も松前の可能性を高く評価しております、現在4名の社員を松前に常駐させまして、風力発電のプロジェクトと地域振興を進めようとしているところであります。

先月、東京の東急不動産本社を表敬訪問させていただきました。岡田社長と会談をさせていただきました。お互いに良きパートナーとして、これからも良い関係を築き、一緒にやっていきたいと思いますというふうな認識を深めたところであります。現在の協定の目的に向けた取り組みもさることながら、風力発電、更には洋上の風力につきましても、大変高いポテンシャルを私は感じてきたところであります。今、申し上げましたとおり、協力しながら町の振興のために知恵をお借りしたい、そんな立場でこれからお付き合いをさせていただきたいというふうに思っているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 固定資産税にこだわっていますと先進まないんで、現在取り組んでいる方向がね、上手くいって10年後にまた1億なり2億なりの増がある形ができればなという期待はしております。

町民税、町税の中の町民税、これがやっぱり一番大きな要素ですよ。昔の代官みたい

にね、ないところから取れってということと違うんですよね。結局それだけの所得の向上があった、だからこれだけ納めてくださいっていう形をつくっていくのがね、やっぱり町長の仕事だと思うんですよ。

実際に、同じことを繰り返しますけどね、やっぱり産業振興、それを政策で進めて行って、その結果として町民の所得が上がりましたと。ですから、あなたはこれだけの町民税をいただきたいなという形で町民税が増えていかなければいけない。これは、町民税の中の所得の部分なんですよね。

それから、人数の場面は人口の減少を抑えなければいけない、鈍化させなければいけないっていう形は、これからもどんだんやっつけていかなければいけない様相かなと、私は思います。

3定では病院の話、2定ですね、2定で移住定住の絡みでテレワークのね、基地の拠点づくりの話しました。その時はね、町長はね、こんな答弁をしております。拠点は確実に必要だという認識をしておりますと。それから、新型コロナウイルスが終息した際には、積極的に取り組んでいくんだと。それから、誘致のために制度も含めた条件を整備すべきだという私の質問に対して、町の考え方を固めていかなければならないと、こんな答弁されてます。ですから、あれから2ヶ月、6月だからもう3ヶ月過ぎて、6、7、8、9、10、まあ、大分時間が経っていますが、この件に関してはどんな取り組みをされていますか。なぜなら、この質問の趣旨は、そのテレワークの拠点を つくることによって、そこで働く人達が松前に移っていただけるんじゃないかなという期待を込めて、いわゆる町民税の人数部分なんですよね。ですから大事な部分ですから、こんな答弁をされて、今日までどんな取り組みをされて、現在どういうふうになってるかってことを説明いただけますか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 正しく、テレワークのお尋ねでございました。人口を1人でも増やす、増えてほしいという願いがありました。このテレワークを推進していきたいというふうに答弁をさせていただきました。

現在東急不動産と進める事業の一つと致しまして、企業版テレワークもあり、このコロナ禍でテレワークは一挙に注目を集めたところでもあります。東京都内では自宅テレワークが一挙に加速し、会社に出勤しなければ仕事ができないという概念が覆ったというふうにも聞いております。しかし、自宅で勤務しづらい人や支障のある人も多く、東急不動産所有のビルにもテレワーク用の個人向けの賃貸オフィスがあり、かなり盛況であるところを、先月東急不動産本社を訪ねまして、見学もしてきたところであります。相当な大きな規模でテレワークに取り組んでるというふうに思っております。

東京都内にあるソフトバンクの事務所を東急不動産のビル、一つのでっかい14階だったと思うんですが、そのビルをソフトバンクが借り受けまして、東京都内のソフトバンクの事務所を集約させるというふうな大きな構想の中で、その施設も見てきたところであります。本当に人間が住む住空間もきちんと整備されているような状況でありまして、本当にびっくりしたと言いますか、驚いた光景を見てきたところであります。

先ほども申しましたけども、コロナ禍によりましてテレワークの概念が自宅、もしくは近郊のスペースと変わってきている現状もありますけど、町と致しましては、東急不動産と連携しながら企業版テレワークや企業合宿の誘致の可能性を現在模索していくこととしておりまして、いずれに致しましても、まずは受け皿の整備、いわゆる施設の整備がなければ、呼び込む材料としては難しいと考えているところであります。光回線、町内平等に

回線が整備されておられません。間もなく町内全域に可能になることもあります。より良い方法を一緒に東急不動産のご意見いただきながら検討してまいりたい、そんなテレワークの取り組みをしている現状を話させていただきました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) ちょっと寄り道します。あのね、衣料品通販の大手のZOZOってご存じですか、ZOZO、わかりますよね。そこの社長の前澤さんがふるさと納税で8億円を納税したいと。その条件として、やはりその8億円の使い方、そうしたものの企画、提案をしてほしいと。そうしたものに対して全国から何万と集まったみたいですよ。松前町はこれに対しては、どういう関心示しましたか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 町と致しましては、申し込みもしておりませんし、手を挙げていない状況であります。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) あのね、チャンスがあったら、やはり向かうべきですよ。例を挙げますとね、胆振管内の安平町が小中学校の建設資金の一部にしたいからと手を挙げました。檜山の江差町はかもめ島周辺、北の江ノ島構想を打ち立てました。上川の当麻町はテレワークの拠点整備ですよ、ここに出てきてます。それから、十勝管内大樹町では北海道スペースポート宇宙港、ロケット開発などを発展させる。その前年ではね、千葉県の館山市が20億円のふるさと納税つかんでるんですよ。ですから、やっぱり、町長、現実をそのまま伝えたと思うんですけども、松前町も何かの財源を求めようとする時に、チャンスがあったらね、やっぱり向かうべきじゃないの。全くそうしたものに対する、松前町ならこうするっていうものも出てこないし、まして、例を挙げましたように上川管内の当麻町は村椿哲朗っていう町長ですよ、テレワークの拠点整備を構想打ち出して手を挙げました。

私は、これ採択って言うのか、採用って言うのかね、そういうことを私は、結果的には良かった、駄目だったっていうことになるんですけども、そこへ挑戦するっていうことが町を考えてるってことに繋がりませんか。全くそういうものに対して手を挙げません、まあ知りませんでしたっていう答えはなかったですけども、それじゃあいけないと思うんですよ。

だから、今回もありますよ。国の政策の中でね、一つ新しく出てきたのがありますよね、スーパーシティって構想、国のね、わかります。これは未来都市最先端技術の活用、いわゆる人工知能AIを利用した国の政策なんですよ。これの地域に投げかけて、やはり募集してますよね。これに対してはどうですか、松前町としてはそういうものがあるってことを知って、しかし、松前町としてはそんなの関係ねえやっていう考え方でしたか。お尋ね致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 今のスーパーシティのお尋ねがございました。中身がよく理解しておりませんので、お答えできないなというふうに思っております。

それから、全く我々は今現在は企業版ふるさと納税、正しく企業版ふるさと納税の部分も職員と今取り組んでいるところでありまして、東急不動産等の知恵を借りながら展開を今考えているというふうな状況を、ぜひご理解いただきたいなというふうに思っております。

どんどんアンテナを張りながら、情報収集には努めている状況ではありますけども、本当にZOZOの取り組みにつきましても、後で新聞で周知されたと、私自身がそういう状

況であることも、ぜひご理解いただきたいなというふうに思っています。チャンスがあれば手を挙げるということは大事なことだというふうに思っているところでもありますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 元に戻しましょう。いわゆる町民税、一番の身近な町民が自分達の所得をいかにして上げるかっていうことに移したいと思います。

やはり、町民の所得を上げるためには、基本的には働く場所がそこになければいけないと。働かなければ所得は得られない。あるいは、働く場所って言うか自分で事業をおこす、いわゆる起業ってんですか、そうしたものも選択肢の中に入ってくるのかなと、このように思います。

そういう基盤づくりなんですよ。結局松前で通告書にも書きましたけどね、恵まれた自然条件って言っているけれども、状況はこのとおりです。実際に恵まれていた資源を利用して、今まで町の経済を支えてきたものも、状況が変わってあまり期待できなくなった。反面あるものを利用して、それを町民の所得の向上に繋げようという努力だって必要じゃないんですか、私はそう思いますよ。

ですから、その要素はね、一番、これは町民の皆さんの気持ちも聞いてみないとわかりませんけれども、松前町にね、遊休地がいっぱいあるんですよ。しかも、その遊休地っていうのは、いわゆる黒土が表面、あれ30センチぐらいかな、それぐらいの平均の館浜から原口にかけて、そういう土地があるんですよ。あの土地は、松前の気候からいって、潮風だとかいろんなものを考えても温暖な気候、そしてその土の肥沃度からいっても、地上の作物はともかく、地下の作物は非常に有効だという調べも出てるんですよ。

ところが、今までのこの松前町の政策の中に、この遊休地を使ってどうしようって話が出てこないんですよ。全く話にもならないっていう状態になるんですか。それとも、いろいろ考えているけれども、今I N G、いわゆる進行形ですよってことですか。その辺は町長どうですか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 遊休の用地の利用につきましては、いろいろ取り組みをしてきている、小規模でありますけども、例えばハウスの補助等々、農業に対する支援はしてきておりますが、現実、今おっしゃるように地質の関係とか、そういう部分での大きな検討はしていない状況であります。

私、本当に町の地理的な条件って言いますか、平坦な土地が松前には少ないというふうに思っているところでありまして。更には土地の、農地の所有者が多数いると、所有者がたくさんいる。ですから、集約しづらい部分もあるんだろうなというふうに思っているところでもあります。松前の農業の歴史を見ますと、やっぱり、畑作農業にしても商業的な発達はしてこなかったというふうに思っておりました。これは、遊休農地の利用については、この辺が大変難しい状況を産んでるというふうに認識をしているところでもあります。

ただ、今肉牛の改良センターを建設しておりまして、だんだん規模も拡大してくるような状況をこれから見込もうとすれば、やっぱり遊休の農地は放牧地にするとか、そういうような方法はあるというふうに考えております。しかしながら、大規模な農地の開発はなかなか厳しい状況もあるなというふうに思っているところでもあります。何とか肉牛の関係で農地を利用できればと、遊休農地を利用できればというふうな思いをしているところでもあります。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 平坦地が少ないとか、あるいは所有者がいっぱいいて筆数が多いとかね、それは現実問題として私は理解してます。しかし、そうした中でね、松前町の町民の所得向上のためにやれることってのは、全くないですか。

例えばね、過去の例言いますとね、私の知る限りですよ、ビートに取り組んだ時期ありましたよね、長いものに取り組んだ時期もあったと、清部でイチゴに取り組んだ時期もあったと。更には、土地と直接関係ないかしらんけども、シイタケ栽培もあったと。シイタケなんてのはね、私の記憶では一番いい時6千万あったんですよ。これ上手くいけば1億産業になるんじゃないかっていう期待をした時期もあったと。だから、そういうものが今となればほとんど消えてしまってる。これ何なんだろう、原因は何なんだろうっていうふうに考えたことはないですか、あなた方。

やっぱり、こういう取り組みだって、おそらく取り組むことによって町民のために、町民の所得の向上のためになっていくだろうという考え方のもとで取り組んだ事業ですよ。長いもなんかはね、記憶あるんですけどね、わざわざ畝を掘る時のトレンチャーって機械購入してね、町予算で購入して、生産者に貸与したっていう時期もある。こういうものもどこにいったかわかんないでしょう、いつの間にか消えていってしまう。これは、行政指導の段階でこういうものってのはどうなの。指導はしました、取り組みました、ある程度続きましたけども上手くいきませんでした、それで終わりっていうことなんじゃないかな。やっぱりそれ、状態が取り組んである程度軌道に乗った、しかし、それ以上進まない、原因はなんだ、ならこういう支援をしてこれは継続して、更に生産の向上に繋げて行こうっていうような取り組みっての、これないんですか。今までの例を見てくとね、みんな消えてしまってるの。これ、行政サイドでこういう状態ってのはどう考えてるんだろう。

やっぱり可能性のあるものであればね、その人達だけで対応できないのであれば、町のために、あるいは町民のために支援して、それを継続して、町民の所得向上に繋げていくってのは、私は基本でないのかなと思ってんですよ。その辺の考え方、町長どう考えてますか。遊休地の状況見たら、本当に私涙出てくる。もったいないですよ、本当にもったいないです。その辺のお考えを聞かせてください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 本当に遊休農地を利用できることが最高、所得の向上に繋がるっていうことは、認識をしているところでありますが、日々農業振興についてお話を職員ともしているわけでありまして。基本的に町の方からの提案型がいいのか、あるいは農家の方のやる気がある方に町が支援したらいいのか。その辺の葛藤は持っているところであります。

しかしながら、我々から提案して、それも一つの方法でありますので、それも一つの方法として、これから検討していきたいなと思っておりますし、やっぱりやる気のある人が私どもの方に相談していただければ、いろんな角度から支援はできるんだろうなというふうに思っております。その一例が、先ほども申しましたけども、肉牛の改良センター、肉牛も相当な長い年数をかけました。1頭30万で売れば生活できるっていうふうな時代から、今1頭70万80万で売れる状況になりました。農家の方の高齢化もさりながら、農家も減っている状況の中で頑張っている農家にはきちんと支援をしていくというのが、私どもの町民の所得向上、町の所得向上を上げるための手段だというふうに思っております。そういうふうな基本的な考えを持って、取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) これ、聞き方なのかもしれませんが、やる気があって手挙げ

れば支援しますよっていう形は、私はそれも否定はしません。やる気のあるものにまでね、手を差し伸べないなんてことになったら、それこそ大変な話ですからやる気があるのであれば応援しましょうっていう考え方否定はしませんけれども、今一步進んで、例えばね、さつき組合、漁業協同組合の話して、促成コンブの話、あれは大体今技術的にも、それから気象的にも、いろんな条件考えてもね、大体1基やると100万、その時の相場によりますけどね、100万ぐらいは見込めるっていうような状況ができてるんですよ。だから、そういう形ができてるもの、これはまた組合の批判になりますけどね、健全財政を、健全経営を目指すならば、そういう形は何としても組合員全体で、みんなで考えて、誰かやる、あるいはグループでやるとかっていう形を進めていかなければね、個人では、いろんなネックがあって挑戦できない、だから今の促成コンブの発展はないんだっていう考え方でね、終わってしまってるのであれば発展ないんですよ。なら、どういう形で進めるかっていう考え方にならなければいけないんでないのかなと思います。

あまり、法人組織を持ったものに立ち入ると、これは問題もあるからこの程度にしますけども、やっぱり町長、今の話はね、町の姿勢じゃなくってさ、ね、やる気があるんだったら応援しますよじゃなくって、こういう方向に皆さん、チャレンジしませんか、こんな形で応援しますよっていうものも、逆に行政でつくっていかなければいけないんでないですか。

古い話ですけどね、大分県の大山町って聞いたことありますか、一村一品の発祥地の土地ですよ。梅栗つくってハワイへ行こうと。あすこの町長が、職員に対して、その事業を進めるためにバイク1台与えたと、グリーンバイクって。確か、そういう名称だったと思うんだけど、その担当者には指導するんだから、指導される側の人よりもいい形の実現させて引っ張ってほしいと。それが、かつての大山町。8割方の町民がハワイへ行ったそうですよ、そのキャンペーンにのって、梅栗つくってハワイへ行こうと。いわゆる生産が上がったということですよ。そういう、ちょっと古い話になりましたね。

だから、そういう形ってのはやっぱりね、実際の執行上ではね、いろいろな課題あると思いますけれども、考え方としてやっぱりそうあるべきじゃないですか。企画しました、チャレンジしてください、あとは皆さんの取り組み次第ですよっていう形であぐらかいて眺めているって形は、私は今の松前町からすれば、考え直さなければいけない状況かなと、こんなふうに思います。町長、この辺の考え方、あと8分しかないから、次ちょっと移りたいから、その辺。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 本当にできるのであれば、職員ともども進めてまいりたいというふうに思っているところであります。決して、私どももそれを考えていないっていう状況ではないってこともご理解いただきたいなというふうに思っているところであります。先輩の皆さんが大変取り組んできた事例も今議員からお話をされましたので、そのことも十分留意しながら、今後の遊休農地の利用の方向付けにつきましても、職員と共々検討してまいりたいというふうに思っております。

本当にいい答弁できない状況でありますけども、少しでも遊休の用地が解消されるような展開を希望しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○町長(石山英雄君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 適当なところで区切りをつけながら次へ進まない、用意した質問消化できないもんですから、中途半端な形だけでも、次へ移りたいと思います。

町長、松前のね、この財源確保の絡みなもんですから、この松前の財源がどう移ってい

くかっていうこと、これ貴重な、政策財政課つくってくれたんですけどもね、この一般会計起債償還シミュレーション、これはね、R15年度までかな、つくってます。これ見てね、考えるにはね、毎年町のかまどをやりくりするためには、町税から始まる20款まで全部見ていっても、そん中で借金をしなければいけない、いわゆる起債ですよ、借金をしなければいけない、それから貯金の取り崩しもしなければ、いわゆる基金の支消ですよ。そうしたものをやりくりしながら、これやっていくっていう中身だと思うんですよ。

これを見ますとね、毎年、5億前後の起債を起こしていかなければいけない形なんです。そうでなければ松前町の財政、やりくりできないって。私の理解では、多分これ起債発行額っていう欄見てみるとね、今年令和2年度、これかな、5億5千582万6千円を起点として、これからずっといくとね、これ、先の話だから、これあくまでもシミュレーションですからね、全部5億円になってんです。これ、5億円の起債をずっとやっていく、将来大変な起債の残、残っていきますよね。逆にね、今度起債の残高を広げていくとね、平成29年の75億8千万をピークにししながら、だんだん下がって行って、40何億台まで下がってくる計画なんです。

ただ、ただし書きがあるんです。このシミュレーションはあくまでも現状でシミュレーションしてます。松前町が抱えている病院の改築だとか、松前城の復元だとか、役場庁舎の改築だとかっていうものは含まれていませんよって、これものなんです。ですから、これから松前町が将来のために大きな事業に取り組む場合には、これシミュレーションがらっと変わってきます。

今、財政調整基金13億台に下がりましたね。ちょっと前まで15億ぐらいあったけど、やっぱり今年度の対応で13億ぐらいにさがりました。これでいくとね、おそらく財調だって底ついてしまうんじゃないですか。財政担当の方は、本当に頭痛いんでないのかなと思います。ですから、地方交付税で食っていますっていうのは、前段で紹介しましたね、職員の話は笑えないにしても、やはり少しずつでもね、今の町税の中のね、資料もきちっと整理してきたつもりでも、いざとなるとなかなか見えないもんでね。

最後の町債まで行くとね、やっぱり少ないながらもね、自分達で獲得、何とか増やしていける要素がある町税、その中の町民税、そして固定資産税っていうものは、確実にっていうか、着実に積み上げていく町政の取り組みってのは、私は基本の基本でないのかなと思ってます。確かに風力も、あるいは洋上風力も固定資産税、そういう面から考えれば魅力もあります。それから、完成するまでの経済効果も当然魅力もあります。そういうものも含めてね、これはもちろん実現のために努力してほしいと願いますし、更には前段で申し上げました、例えばテレワークの拠点施設をつくる話も、確かこの件は2番議員も3定で質問していたと思います。だから、みんながそういう立場でね、知恵を出し合っという形で何とか実現することによって、町の財政を少しでもフォローできるんでないかなっていうものは、やっぱり行政担当者とは真摯に受け止めてね、着実に進めていただきたいなと思います。

あと1分ぐらいになりましたけれども、機会があれば、今日の町長との質問の中身を整理してね、もう一回きちっとした形でどういう、今回のこのやりとりを受け止めて、どういう形で進んでいくのかなというものは、私はもう一回やってみいたいなと思ってます。

町長、最後になりますけどもね、本当に大変だと思いますよ。けども、少なくとも文献調査に手を挙げなくても済むような形でね、松前町は自分達の財政を維持していかなければいけないんでないかなと思いますんで、その辺の考え方、最後に一言まとめてください。



○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 議員から起債の償還のお話、更には財政調整基金のお話でご指摘されました。町の財政運営の基本は、自主財源の確保にあるんだろうなというふうに思っております。自主財源の多い自治体は、財政力が高いというふうなことになりますので、願えれば、そういうふうな財政運営ができればいいなというふうに思っているところであります。

町政運営にあたりまして、町民のサービスの低下にも繋げないような、そんな財政運営、予算編成をしてみたいというふうに思っております。本当に危機感、財政の危機感というのは、議員認識のとおりだというふうに思っております。私もそう思っているところであります。自主財源確保しながら、将来の町、国、弾力性のある財政構造ができればいいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

---

(休憩 午前11時25分)

(再開 午前11時25分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 18秒。あのね、いろいろ申し上げましたけども、皆さんに対する厳しい批判もしました。私の考え方も述べさせてもらいましたけれども、やはり、みんなで頑張って松前町支えていかなければいけないという気持ちからです。ご容赦願いたいと思います。ありがとうございました。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

---

(休憩 午前11時26分)

(再開 午前11時39分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

次に、5番福原英夫君。

○5番(福原英夫君) 沼山さんから久しぶりに一般質問するなだとか、大安さんにはほどほどにしてやめてくださいだとか言われると、どちらを選択したらいいのかなと思って。

今回、通告しましたのは、表題として再生可能エネルギー事業は、まちづくりの原動力となるのかなあというふうなことで、今回は一般質問しようと思いました。

いろいろな考え方があると思いますが、この再生エネルギーについて、自分も随分4年ほどぐらい前から歳入の確保と、それと住民の安全ということで、折に触れて質問してきました。今回の行政報告、また活用ビジョンについては、本当に期待していたものが報告提案されたなあと感じておまして、少し意を強くしたわけでございます。

それで、今回こんなことを少し質問さしてもらいたいなど。いくつかに分けてやりました。それで、町長には、私の声も聞きづらい部分もあるかもしれませんが、町長の方も声を青春時代のように大きく、高らかに答弁していただければと。

この再生可能エネルギーの関係で、国は非化石化電源を30年度には、今まで10%台だったのを22%から24%に。それと自民党の再生可能エネルギー普及拡大議員連盟では、30年には50%まで再生可能エネルギーを確保し、整えたいと。

それで、去年の全世界で増えたエネルギーの90%が再生可能エネルギーでございました。90%です。ですけど、原発でもないです、水力でも火力でもないです、再生エネルギーでした。水力は再生エネルギーでございました。そんなことからいくと、世界のエネルギーの自給率、自給を二酸化炭素を排出しない再生エネルギーにぐっと傾いたなあというふうに思っていました。

そんな意味で、もう既に檜山管内では洋上風力発電が。もう基礎岩盤を調査するためにも、去年あたりでしょうか、今年でしょうか、もう作業始まりました。やはり一歩も二歩も檜山管内では。そしてせたなから上ノ国までのこの町村が、町が連携プレーをして、協議会をつくって、そして上ノ国に事務局を置いて、これに積極的に取り組んでいるという現状です。

当町では、先日の新聞報道や町広報11月号で地域マイクログリッド構築マスタープランを作成とありました。改めてここで町長にお聞きします。町長の行政報告及び活用ビジョンで、町長はここの中で人口減少をどう対応するかということで、このプランを行政報告なさっていました。そんな中で、今回の文章の中で、やはり随分概論として町の現状を厳しく見てるなあと思いました。

どんなどころが厳しく見てるかということ、今までの行政をしていた事業が、なかなか過疎を止められなかったと。今回の事業で産業力と勢いを与えることが重要になると。それで、この再生エネルギーすごく強い期待感を持っているなあという文章でした。そして地場産業、産業の柱の漁業の衰退。私もずっとデータ見てまして、この5、6年、10年ぐらいで100人以上の減少です。今後5年間ぐらいで松前町の漁業人口も150前後ぐらいになるんでないかっていう推測してました。ですけど、今270、80人ぐらいでしょ、300若干切れてます。そうすると、松前の漁業では、松前の漁業が産業の柱と据えられるのかなという疑問が持ちました。それぐらいこの文章は漁業の衰退を書いてたもんですからね、やはり危機感を持つてるなど。

それで、松前の産業が今どういうふうな傾向になってんのか、方向性を変えてもらいたいなあっていう気持ちもあって、ちょっとメモってました。やはり介護サービス、福祉でしょう、松前町に何箇所あるでしょう。そして、一番松前町支えてるの、スルメ加工とウニ加工です。スルメ加工もまだ今年は作業してます。ウニはまだ夜の6時ぐらいまで作業してます、朝7時前にはもう作業する方が来てます。20台以上の車。約40から50って言われる人。漁業でなくも、福祉とこういう加工業に比重が変わってきたなど。それと先ほど町長も言うてました、私も畜産にはすごく期待してます。なぜかって、すごく今までになく手厚い支援と手厚い方向性を見た投資をしているっていうことなんです。

ですから、背面地の関係、先ほど同僚議員がお話しました。私はなかなか松前の農業の歴史を見てみますと、背面地は畜産業でいいんでないかなっていう気持ちはしました。しかし、農業も捨てがたいんですけど、やってくれる人が松前町で今見えないです。今の畜産にすごく期待しておりますんで、まず頑張ってください。

それで、次に、事業者の意欲をかき立てる要因が必要で、もう町の支援だけでは困難な状況にあるっていうこと。今まで町がいろんな補助をしてました。漁業でも、商工業でも、いろんな分野に補助。しかし、その補助は実を結んできたのだろうかということ、この1項目は随分自分は注目しました。町の支援だけでは困難な状況にあると、このフレーズですよ。よくここに踏み込んだなと思ってました。

それで、町長は大型風力、再生エネルギーの事業に誘致を図ろうとすると書いておりましたんで、町長のこの大きな期待を感じる、ここの二つ、マイクログリッドと洋上風力に

についてのお気持ちを、考えをまずお聞かせください。その次に、いろいろと質問させてください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) マイクログリッド、地域マイクログリッド構築事業、更には洋上風力についての町長の考え方というふうなお尋ねでございます。

議員の一般質問の表題にありました、再生可能エネルギー事業はまちづくりの原動力になるのかというふうな表題でございます。正しく、なれるような環境づくりに向かって進めてまいりたいというふうに思っておりますし、これをスタートに、位置に付ければ間違いなく町の構造も変わってくるんだというふうな思いでいるところでありますので、いろんな知恵を借りながら、職員共々いろいろ検討しながら、そんな方向に進めるような環境づくりをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) そのお気持ちをまず聞きたかったんです、やはり思い、考え方、町に対する、どう進めたらいいのかっていうことでこの事業が、私も最適だなあと感じておりましたんでね。

それで、ちょっと心配することは、行政主導、行政必要はわかりますけれども、行政主導しすぎて、そこに住民が参画しても、住民の意思が反映されていないんでないかなっていうのは、常に思ってるんです。それで、特に移住定住事業を振り返ると、多くの時間と資金を使った事業であるが、期待した事業となったのか、今でも疑問が残るんです。このところがずっと自分は持ってたもんですからね、今回の事業はそういうことにならないようにするために、いろいろと考えてるんでないかなと思ってました。それで、この地域マイクログリッド構想、マスタープラン事業の必要性について、改めて伺いたいと思います。

このマイクログリッド構想は、災害時の対応についてというふうなことでもただし書き書いてるもんですからね。緊急性ですとか、将来的な必要性ですとか、俗に災害ですよ。そんなことからして、どうしてもこれが必要だったのかなあということ、取り組む必要性があったのかなあということ1点目。

それと、これは、既に7月に本事業が採択されたと。そして、第1回検討委員会が実施されたと、手続手順は全く間違いのないと思っておりますよ。それで、かかる費用等の、費用弁償等の予算がどのようになっているのか。また、これに取り組むための総事業費、それと負担割。

その次に、企業と連携して行くと報告されているが、役割分担は、このことでは明確になさっているのか、これから協議するのか。そうして役割分担を明確にしていくのか。もう既にこの第1回の検討委員会が実施されているということからみますと、そういう話し合いもされてるんでないかなというふうに思うもんですから、伺いたいです。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) まず、地域マイクログリッド構築事業について、取り組みの状況をご説明を申し上げたいというふうに思います。

本年6月30日に経済産業省の補助事業に採択されまして、いよいよ7月から着手になったところであります。申請は松前町と東急不動産の共同申請という形で実施をされ、採択をされたところであります。

本年、令和2年度におきましては、正しくマスタープランの作成を現在も進めているところであります。行政報告でもさせていただきましたし、11月号の広報でも町民にお知らせしたとおりでありますけれども、地域で発電した電力を地域で消費することが基本であ

りまして、松前町と致しましては、まず本庁区域、これは建石から大沢までになりますが、を限定して、ブラックアウトのように大規模停電が発生した際に、現在リエネ松前風力発電所の蓄電施設から、北電の送電網を活用して電気を送るシステムをつくるためのマスタープランを策定しているところでもあります。言わば、ブラックアウトの時にバックアップ電源という形で、まずは実証実験をしてみようとするものであります。来年度以降につきましては、マスタープランに基づきまして、調査、研究、実証テスト等々を実施し、確実なマイクログリッドの構築を目指すものであります。

費用の負担の話もお尋ねでございました。現在進めているマイプランの作成につきましては、東急不動産が主体的に実施しておりまして、町としては、事業に対する町の考え方を伝えたり、町内の調整を主に実施してきている状況であります。調査、研究、実証テスト等々これから取り組むものもありますので、東急不動産といろいろ協議しながら進めてまいりたいというふうに思っているところでもあります。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 主体的には、現在は東急不動産というふうな認識でよろしいでしょうか。そうですか。それで、予算についても補助事業ですけれども、この予算の把握して予算管理をしているのは、東急不動産ということでもいいですね。そんなことで松前町としては、予算計上はなさってなかったというふうな認識でよろしいですね。

それで、役割分担については、ここに先ほどちらっとお話しましたけども、町長は答弁なさいましたけど、やはりある程度明確だというふうに捉えていいでしょうか。そのところ、ちょっともう一回お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) これから、いろんな形での進み方もあると思います。お互いに考え方を示しながら、取り組んで行く必要があるというふうに思っているところでもあります。

今の質問したとおりです。役割分担はそういうふうな形で進めて行くことは、ご理解いただきたいなと思います。

○議長(伊藤幸司君) 昼食のため休憩致します。

再開は午後1時と致します。

---

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 0時59分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) ちょっと焦っておりました。途中で中断したもんですから、流れが悪いんですけど、まず、この第1回の検討委員会の会議でどのようなことが話されたのかなあっていうのが、町民も知りたいんでないかなあと思うんですよね。そんなことで、そのところをお願いします。

また、これにかかる事業費、先ほどもちょっと答弁もれだったかなあと思うんですけど、総事業費っていうのは、どういうふうになってるのかなあ。それと、これに対する財源っていうのは国の交付税であり、補助金でありっていうのいろいろあるんでないかあと思うんです。町単独も負担しなければならないのかなあ。それで、設備をしなければならないのかなあというふうな、いろんなことが考えられるものですから、まず2点、町長お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 先ほども行政報告で報告させていただきましたけども、検討委員会の内容でございます。東京大学の大学院准教授を委員長と致しまして、更には函館高専の教授を副委員長とする他、北海道電力ネットワーク株式会社担当部長も委員とする中で、マイクログリッド構築に向けた専門的意見が飛び交う、活発な会議であったというふうに聞いております。東大准教授や函館高専教授が口を揃えて、日本で初めてのやり方であり、ぜひ日本のスタンダードモデルとして成功させたいと、前向きな意見ももらっているところでもあります。

現状の課題につきましては、技術的なものばかりで、解決できる見込みである旨も確認されておりまして、北海道電力ネットワークが管理する送電網を利用して、電気を送ることで自営線の配置が不用となり、コストも格段と安くなる。更には、風力発電、いわゆる再生可能エネルギーを使ったマイクログリッドは、世界的にも画期的であるというふうにされたところであります。これが、1回目の検討委員会の内容でございます。

それから、今後の事業規模につきましては、いろいろ、これから進めて行く中で形が見えてくるんだろうなというふうに思っているところであります。現状では、事業規模をお話する状況にありませんってこと、まずご理解いただきたいなというふうに思っております。状況に、その部分につきましては、機会がありましたら皆様方の方にお示しできればなというふうに思っているところでありますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) この事業の一番の課題が、やはり技術面の関係だなあというふうなことを、答弁いただきましたけども、やはり日本でも世界でも初めてだっていうことであり、ただ、松前町には東急不動産の蓄電施設があるっていうことが大きい意味合いがあるんでないかな。それが事業を押し進める大きいパワーになってるんでないかなというふうに私は認識しておりましたので、やはり、そこのところを上手く活用できればな。

ただ、一番心配なのが、長いスパンの中で、災害時ということが想定された中で、この何十年何百年に一回のために事業費がどれだけ必要で、どれだけそのための整備をしなければならぬのかなあという、そのことの随分私は心配するわけでございます。事業規模が少なければ少ないほどいいし、ただ活用されるのが、頻度が低いというふうなことで思いますのでね、そこを十分注意しながら進めてもらいたいもんだなと。

次に、期待される洋上風力発電について、少し伺います。昨日でしょうか、一昨日でしょうか、インターネットを見ておりましたら、福島県沖に国が地震災害の特例で600億円ほど投入して、洋上風力発電3基を整備したというふうに。しかし、この事業は採算性がとられなくて、解体を進めているというふうなことが先日、インターネットを見ておりましたらありました。12月12日付でちょっとネットより引っ張ってきました。それで、やはりリスクも考えられる事業かなと、それ採算性ということでございます。採算性ということでリスクもあるかなというふうに。それで、そのことも考えられながら進めていると思いますけれどもね、松前町での洋上風力発電に期待を持っている企業が7社と、関心を持ってると言った方がいいでしょうかね、7事業者が構想をプランを持っていると。それで、町の方にも足を運んできてるというふうには、新聞等では書かれておりましたのでね。

私はここで質問したいのは、今マイクログリッドもそうですけども、東急不動産と提携して事業を進めようとしておりますけれども、やはり、この7社と共同で事業が構想され

て進められないかという、そういう考え方がなかったのかということなんです、共同で。これが今、国でも、アメリカなどではもうやってるんですけど、公共事業で、そしてその再開発のために、PPPという一般企業主体で事業を進める、そして、そこで上がった収益でその企業が潤っていくという、町負担がほとんどないという、そういう行政負担がないというふうな方法ですけども、そんなことを考えると七つの事業者が共同歩調をとって企業体を構成して、この事業が、洋上風力であり、進められないものかなあと。それで1社ということで、ちょっと進めるっていうのは、リスクが高すぎるんでないかなという気持ちもあったもんですからね。そこのところは考えがなかったか、あったか。

やはり競争の原理で企業が物事を進める場合に、そういうふうなこともやはり行政を動かしてる町長としては考えた方が良かったかなあという気持ちがあるもんですから、その東急不動産にこだわったことも含めて、ちょっととこだけ答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 前段でマイクログリッドの関係で、ご答弁を申し上げたいというふうに思います。例えば、マイクログリッド構築が成功した場合の例を少しだけお話させていただきたいと思うんですが、マイクログリッド構築が成功した場合には、現在は災害の、議員ご指摘のようにブラックアウト時のバックアップの想定でありますけども、これは理論的には、最終的には平常時の電気も送電できることとなるっていうことであります。したがって、北電ネットワークとの協議が必要でありますけども、リエネ松前風力発電所から松前町全域に電気を送ることも可能となるというふうなことは、まずご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、再生可能エネルギーの電気を使うことのメリットをお話しさせていただきます。現に、今現在リエネ松前風力発電所では、一般家庭の約3万世帯をカバーできる能力があります。松前町全域の電力を賄うのに余りある能力が今現在、リエネ松前風力発電所にはあるということでもあります。そのこともご理解いただきたいというふうに思います。

更には、東急不動産では、今後陸上に第2期の風力発電も計画しておりまして、町内では十分過ぎる電力が確保できるというふうな見込みになっているところであります。

それと、洋上風力についてお話、質問ございました。7社の方からというふうなことで前段でもお話をさせていただきましたが、7社の方が松前の風力に、風に興味を持ってるというのが実態でございます。そういう中で、洋上風力があるからということではないんですが、たまたま東急不動産と風力、現在の12基の大型の風力の関係で協定を結んでいきたいと思います、地域、まちづくりのために連携していきたいと思いますというふうな協定の申し入れがあったところで、協定を結ばせていただいたところであります。7社とも、私は平等だというふうに考えております。

それから、企業の共同ってんですか、ということにつきまして、結果的に7社が共同でやる、例えば、3社が共同でやるっていうことになるかもしれませんが、我々の方から共同企業体でやってくださいっていうふうな話にはならないんだろうなというふうに思います。これは、あくまでも事業者の判断だというふうに私は理解しているところでありますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 平常時での活用もマイクログリッドで考えた、僕もそこのところは勉強してました。しかし、今はそこは踏み込まないで災害だけというふうに思ったんですけど、町長が答弁していただいたんで、やはり企業、電力が今自由競争の時代に入ってしまったんでね、この何年か前から。やはり既得権として、企業としては自由競争であ

り、競争原理でありということを考えて、やはり当然規模の大きい力のある企業がその事業を推進していく、そしてそれに恩恵を受けるというふうなことで、私は当然だと思っていた。ただ、危険視したいのは、先ほど言ったようにリスクであり、企業に互いが協力しあった中で、松前町の資源でございます。この資源をどう有効に活用して、松前町の歳入に貢献できる、一番最後にやりますけど、そういう気持ちがあったものですかね、やはりそのところをもう一歩、企業側にお任せするというだけでなく、そういう考え方をお持ちになった方がいいんじゃないかなという気持ちでございますね。

それで、この洋上風力ですけどもね、今、日本での最大の風力会社が日本風力開発、日本風力開発というのと、それと世界で最大なのはオーステットというデンマークの会社でございます。この会社が今秋田沖であり、いろんなどころの入札に参画しようとしております。なぜ参画しようとしてるかって言うと、発電と売電の固定価格です。この既得権を取るために競争入札に入ると。1キロワット35円だったのでしょうか、そういうふうに国が固定価格で20年間購入するということも言われております。ですから、やはり企業としては何千億も投資、何百から何千億も投資する事業でございますね、やっぱりそこから収益が上がらない限りは、企業としては次へ投資できないわけでございますね。

そんなことからして、企業のリスクと企業の等分に恩恵がある、松前町としてもっと恩恵があるような、そんな考え方があったものですから、一応洋上風力の関係については、注意するところは注意して、企業体でできないかなという1点だけなんです。このところを考えていただいて。

その次に、私が一番心配している一つが事務体制なんです。ここに質問書の中に書いてます。町長、どのように考えてるかなあということなんです。それは、どういうことかと言うと、この新しい時代の、先ほどこれからの世界の流れは90%、100%になっていくかもしれない。それから水素もつくられるということで、いろんな副産物も出てくる、そうすると専門性が求められると思うんです。その専門性というのは、いろんな課題があるんですけども、やはりこのところで事務体制をどのように考えているのか、今のままなのか、企業中心と企業と連携プレーとっていくのか、その二つの点、ちょっと事務体制ですね、答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) まず、先ほど答弁もれがございました。福島県のお話されておりましたので。私も今朝ほどインターネットで見させていただきました。3基のうち1基はもう撤退してますけど、2基も撤退すると。それは、採算合わないからだというふうなことであります。なぜ採算が合わないのか、例えば基数が少ないのか、まだいろんな理由があるんだろうなというふうに思っております。当然、この部分につきましては、きちんと情報いただいながら整理してまいりたい。企業側も、当然東急不動産もそういう思いでいるでしょうから、そういう対応を取らせていただきたいなと思っております。

それから、ご心配いただいております役場の事務局体制のお話でございます。本当に、かなりボリュームのある仕事になるんだろうなというふうに思っております。しかしながら、役場の職員も、年々職員の数が減ってきている状況もあります。先般の議会でもお願いしたように、4月から機構改革を考えているところであります。まず、機構改革を進める中で、今4月にやるから全てがいいってということにはならないと思います。いろいろ軌道修正しながら、この町をどういうふうに支えていくのかというふうな役場の組織づくりも必要なのと思っておりますので、機構改革を進める中で町の抱えている課題、これは再生可能エネルギーを含めまして、政策的な部門の充実を図っていければいいなというふうに思っ

おります。

本当に職員の数も減っている中で専門の、再生可能エネルギーだけ見ると専門の職員が必要なかもしれませんが、再生可能エネルギーだけとは、現状の町の中の政策としてはいかな部分あると思いますので、町全体を見た中で政策部門の充実を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 苦しいところだと思うんですけども、やっぱり先ほど最初の方に定住移住の事務局体制、そうした高いレベルなのか、中程度なのか、低いレベルなのかあれなんですけど、やはりそのこと一つでも大変な労力とストレスがかかったと。やはり期待感の大きいこの事業ですのでね、私は考え方を持たれたらいいんでないかな。

それで、二つ考えてみました。一つは企業に全てをお任せする、企業に。畜産のことを考えてみました、もう一つは。それは、優秀な人材がいて、その方をリーダーとして中心に動かすと、それで、企業が中心として行う。

もう一つは、うちの役場の中に専門性を持ったスタッフをハンターして入れる方法。それと役場の、もう一つは役場の役割っていうのは、企業が中心で役場はサポート、国、道であり、そういうふうな機関と、上層機関との調整、そして環境づくりに徹するとなれば、今町長の言われたような姿勢でいいんです。しかし、ボリュームが大きいんです。4千万や5千万のようなレベルでないんですね、企業投資を考えて、松前町が受ける恩恵から考えたら。そういうようなことを考えてましたのでね、やはり専門性というものを入れるか、企業と企業中心でやってもらうか。そして、その橋渡し役、調整支援役に徹するか。このところを考えていただいでください。

それで、何でこの専門、事務体制が大事かという、まず一つは洋上風力の地域選定、5年から10年と事務局が言っていました、大変な時間です。それともう一つ大きいのは、送電線の空き容量の確保、これが一番の問題だと思います。それと、12月12日に道新の新聞で北電は出力制限しますよと、早い情報をキャッチをしなければなりません、早い情報キャッチ。送電線の空き容量についてもいろんな理論がある、北海道と本州をもう1本送電線をつくらうという構想が今進めていますけどね。しかし、これの情報も早くキャッチしなきゃならない、その事務量も大変。

それと、生態系への影響。平成29年8月1日にガイドラインをつくりました。これは20キロ未満のガイドラインです。生態系への影響と災害対応、このためにガイドラインの見直しをしなければならぬんでないかなと、私は思うの。

せたな、乙部でしょうか、乙部、あすこでこれ考える会がつくられてる、再生エネルギーについて。それと余所では反対するグループもある。それと、稚内のように健全にこれを役立てようということで、資源を大事にした中での条例をつくっている町もある。そんな意味でガイドラインの見直しも不可欠だなと。

それと、うちの町の再生エネルギープランは、洋上風力だけでない、陸上風力だけでないんです、太陽光パネル。背面地を利用してつくるには太陽光パネル、松前町あつてると思ってますよ、今、性能がいいんです。

それと、もう一つは波力です。今、福島県の浪江町で、まだ全国数箇所やってるんですけど、松前町は全て揃ってるんです、波力、波の風力ですよ、洋上風力、陸上風力、太陽光パネル、四つの資源があるんですよ。これをどういうふうにして、松前町の資源として財源の源にするかっていうプランも立てなきゃなんない。私が思うんですよ。だもんですから、そのための事務局体制っていうのは、ものすごい労力と専門性がなければならぬ



ということなんですよ。

それで、東急不動産でもいいんですよ、私は。東急不動産がそのようなことをしてくれるという協定の中であれば、私はそのものでいいと思ってます。東急不動産も今4名配置と言っていましたね、先ほど。いいんですけど、足りないと思います。これだけのことをやるんだから。そんなことで、町長に、もう一度事務体制についてお伺いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 事務体制のご心配いただいております。先ほど申しましたように、町の政策部門の、全体を通した政策部門の充実ができればいいなど、そういうふうな組織づくり。結果として専門の職員を置かざる可能性だって否定はしておりませんが、本当に大きな、ボリュームのある仕事になりますので、事務体制はきちんとしてないと、協定を結んでいただいております東急さんの方にも、大変失礼にあたるというふうに思っておりますので、十分配慮させていただきたいなというふうに思っております。

それから、現在町では洋上風力の指定促進、指定を受けるために、促進区域の指定を受けるために、いろいろ東急不動産には本当に全面的なバックアップをいただきながら進めております。ここには本当に東急不動産の強い思いもあるんだっていうことを、ぜひご理解いただきたいなというふうに思っております。いずれに致しましても、本当にきちんとした事務体制で、町を挙げての東京から吹いてくる風をきちっと受け止めて、町として一緒に進んでいければなというふうに思っているところであります。ご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 東急不動産と協議の中で、こういうことを考えてる、こういうことなんでこうですよ、できればこういう部分も、できれば整えてもらいたいなど。そして、送電線一つにしても、日程一つにしても、国からの財源を持ってくるにしても、はっきり言えば財源ですよ、公共事業で。やはり、そういうノウハウを持つてらるだろうと思うんでね、やはりそこのところ十分、町の担当者と情報を共有してもらいたいと。

やはり、漁業がやはり厳しい時代を迎えてくる。漁業の、漁業関係者と洋上風力について、理事会でオーケーをもらったよということを新聞紙上書いてましたね。漁業が今、年間大体10億ですよ。そうすると、これは洋上風力で10億のお金を上げられるかっていうことなんです、税金で、固定資産の償却資産だけで。漁業補償はあるのかもしれない、厳しいですね。失う方が大きいということですよ、活用すれば生きてくるんですよ。活用しないで漁業権を、まあ、いいよというふうなことになるんでしょうか、活用するっていうのは、浮き魚礁でありね、そこを中心の沿岸漁業でありということなんですけどもね。だから、そういうことをこの施策の中に盛り込んでいくことが事務局の役割だと、私は思ってるんですよ。

それともう一つ、私ここの中で総合して研究機関をつくったらいいんでないかなと。北海道の松前町から再生エネルギーの最も早いいろんな情報、設備で、そういうふうなものを発信するとこの拠点をつくったらいいんでないかなと思ってるんですよ。これだけ四つも揃ってるんですから。そういうことを考えたもんですからね、研究機関の設立、厳しいでしょうけど、そういう考え方もあるということでおさえおいていただきたいと。

次に、先ほど言ったように、松前町は海、風、背面地を活用した再生エネルギーでまちづくりに取り組む好条件を有してるんですよ。大事な資源を失うことなく、活かす事業でなければならないということなんです。先ほど、同僚議員も、先輩議員も資源を失うような施策は間違いですよというふうに私は捉えたんです、活かすことをどう考えるかと。

それで、東工大の柏木教授はこんなことを言っていました、ちょっとした切り抜きで、新聞ですけれども、地場でお金が回る仕組みをつくらないと、本当の地方創生には結びつかない。また、12月11日札幌で開催のシンポジウムで、東大の松本客員准教授は、売電収入の一部を基金として地元還元することが有効。それと、上ノ国町長は、洋上風力発電の固定資産税は、1基2千300万円ですと。それで、町長が行政報告で固定資産税の償却資産の増収は期待できるというフレーズがあったんですけども、他にもこの再生可能エネルギーで、地元で歳入の道として、また歳入の手立てを考えているかってことなんです。歳入、固定資産税の償却資産だけでなく、法人税、やはり都会型がなんで、函館、北斗もそうなんですけど、固定資産税もそうなんですけど法人税自体が収益の財源の柱ですよ。住民税もそうなんですけど、大きい柱は法人税ですよ。だから、そんなことを考えると、何かこのことの事業で、特に歳入を道を考えているのか。答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 洋上風力進める中で、議員ご指摘のように小型の風力でガイドラインをつくらせていただきました。当然洋上風力というふうなことになりますと、状況によっては見直しも必要になるだろうなというふうなことは思っております。事務手続上、きちんとした体制をとりながら、進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

それから、償却資産のお話もございました。町として、税収を上げる一つの手段になるんだろうなというふうに思ってますが、私は将来的には、町民に還元できるようなことも考えていきたいなというふうに思っているところであります。

例えば東急不動産などですね、東急不動産に固定しないんですが、東急不動産などと松前町も出資した中で、地域電力組織を立ち上げて、地域でつくる電気を地域で消費する、正しく電気の地産地消を図ることが可能になると。それが可能になれば、メリットと致しまして、電気代の値下げや販売利益を町が受け取ることも可能になります。その収入を町の事業として町民に還元できるというふうなことにもなるというふうに、要素が十分あるというふうに思っておりますので、町は税収を上げる、町民には安い電力を提供できるというふうなことで、町民還元も可能になるというふうに理解をして、今進めているところでありますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) この事業で、どれだけの歳入が見込めるのかということが大きいと思うんですよ。やはり、先ほど町長答弁されてましたけども、松前町の人口が国勢調査で1千名以上が減少するであろうという予測を言いました。これはすごいこと、僕、500か600ぐらいかなと思ったんですけどね。本当にその数字が松前町にのしかかってくる重しなるのかなと思ったもんですから。

それで、そうすると交付税も住民税もその他インフラにかかる手数料であり、全てが減少していくことになります。そうするとそこで誰がどのように負担していくかということ、町民は高齢者で、もう65歳以上が50%以上の町ですからね。負担能力がなくなってくるんですよ、負担能力が。そうするとどうするかっていうことになると、やはり行政がそれを担わなければならないようになってくるんです。そんな意味で、この再生エネルギーっていうのは、源に、本当の町の源にならなければならないんです。やはり、そのところを十分に意識していただければなと思ってました。

それと、先ほど日本風力開発とデンマークのオーステットがなんでそんなにタッグを組んでやらなければならないかということ、企業としてビジネスで収益を上げなければならない

いですよ、そこのところなんです。それで、私は前も再三言ったのは、松前町としてそういうものを受け入れるけども、交付税として出してもらったらいけないのかというふうなこと、前にも言いました。交付税としても、国として認めてもらうようにみんなで動いたらいけない、全国の町村で、市町村で。松前町1町では無理です、北海道だけでもいいと思ってる。そういうふうにして交付税の動きであり、そしてもう一つは、売電益を法人税として松前町に納めてもらえないかなと。これは交渉事ですよ。だから、そういうことの努力がしなければならいのではないかなと。

今ちょっと見てたら、厳しいよという形が見えました厳しいからやるんですよ、厳しいから。町が存続できなくなるぐらいのパワーが、今回の国勢調査で出たんですよ。やはり、そこところは意識して行政職員はあたらなければならないと思うんですよ、私は。そんなことで、町長、もう一回そこところを答弁願います。

それと、もしこの再生エネルギーの関係、洋上風力が軌道に乗った時に、やはり港湾の整備をしなければならないのではないかなと思ってます。今、陸上風力で江差港から陸揚げして、大型トレーラーで設置場所に運んでおりました。松前港も地方港湾でございまして、直轄。ですから、松前港がそういう作業ヤードを整備するような動きもしなければならない。ですから、5年、10年かかるけども、地盤、基盤を調査するにもやはり付帯資金にするのか、固定資金にするかでもやはりその調査が必要ですから、そういう整備も必要になってくる。その時には、町が負担金があるんでしょうか。そんなことを考えますと、膨大な投資が町も担わなければならないようになってきますんでね、やはりもう一度そこところ、厳しい道のりだと思いますよ、大変な。しかし、それをクリアしなければならないのではないかなと私は思ってるんですけど、町長の答弁お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) まず、今の港湾の話を中心に答弁させていただきたいと思っております。当然今回の陸上風力の整備、大型の風力の整備でも、江差港を利用したというふうなことが実態として残っているわけでありまして。これを洋上風力に切り替えた場合にどうなるのかというふうな部分を、十分これから協議をしていかなければならないなというふうに思っております。現の松前港で対応できる部分もあるだろうし、できない部分もあるんだろうなというふうに思っております。そういうふうな中で、全体的な事業規模を見据えながら、技術的な検討を含めまして、これからきちんと見えてくるんだろうなというふうに思っているところであります。必要があるのであれば、港湾の整備というふうな部分も、検討していかなければならない部分があるだろうなというふうに思っております。

先ほども答弁させていただきましたけれども、すみません、福原議員、もう一回1点目の質問をお願いします。最初の質問をもう一回お願いします。前段でされた、答弁もれしている質問あると思っておりますので。ないですか、すみません。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 答弁もれはないですから。それでね、やはりいろんな事業を展開してきたんです、養殖コンブ、海であれば養殖コンブでありね、ウニの移殖、いろんなことをやってきました。しかし、背面地を利用して、本当ビートであり、原口であればユリ根であり、水稻であり、いろんなことをやってきました。しかし、松前町の一番の短所は、継続性、そして研鑽性、それと自分達が自らやるというエネルギーにやはり弱いような感じするんです、継続して。

それで、最終的な私は課題は、行政主導ではなく、今までの方向転換にしても行政主導ではなく、この事業でも何でもそうですけど、行政主導ではなく町民主導で、町民が自ら

やるような事業でなければ、行政としてはやはり考え方をええられたらいいと思うの。それで、考え方変えるってのは、高齢者の福祉に手厚く支援するだとか。それとまちづくりの子ども達のための何する、それとお年寄りのグループをどうするかだとか、いっぱいあるんです。だからそういう点が産業は、一生懸命やってる産業はありますので。スルメ加工はものすごい頑張ってますよ、それと、ウニの小川さんも頑張ってます。老人施設も、病院も頑張ってる。だから、それにもう1本の柱を据えていただければという気持ちが強いもんですから、その仕掛けをやはり事務を担ってる皆さんと町長がね、考えていただければなあというのが、私の最後の質問でございます。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 先ほど福原議員が、洋上風力を交付税の算定基礎に入れてもらったというふうなお話だったというふうに思います。今の現存の国税の状況言いますと、やっぱり町の自主財源、今の償却資産もありますけど、自主財源を確保すればするほど交付税が減るっていうシステムになってますので。しかしながら、自主財源を確保することが町の財政力の強化にも繋がりますので、ここはやっぱりきちんと町の力をつけるためにも、自主財源を確保していきたいなというふうに、ご指摘は十分理解できますので、そのことは私の念頭に入りたいと思います。

それから、現在北海道の方に經由しながら、国への洋上風力の促進区域の指定に向けていろいろ進めている状況であります。議員おっしゃるように、町の人もしっかり理解してもらってというふうなこともありますので、今後は然るべき時期には、仮称でありますけど、町内に促進協議会のようなものを立ち上げて、情報の共有や建設的な意見をもらいながら進めて行ければなど。それをやることによって、町民の理解も深まるのかなというふうに思ってますので、そんな進め方をしていきたいなというふうに思っているところであります。以上であります。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 今、町長言われた交付税の関係、私も知ってます。ただ、その緩やかに減少させている時に、やはり基盤づくりをしていただいて、それと道、国との調整、交渉事っていうのは歩みが遅いと思いますんでね、健康に気をつけてね、頑張ってください。

○議長(伊藤幸司君) 次に、1番疋田清美君。

暫時休憩します。

---

(休憩 午後 1時43分)

(再開 午後 1時44分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

1番疋田清美君。

○1番(疋田清美君) 早速でございますけれども、まずもってこんにちわ、どうもよろしく申し上げます。

今、新型コロナウイルス禍によりまして、北海道の方でも警戒ステージ3ということで発表されましたけれども、その後4近くまで相当するだろうなというお話がございました。ですから、皆さんもぜひ気をつけていただければなと思っております。ただ、松前町でも今のところは大丈夫だと聞いてございますが、いつ何時にコロナウイルスが迷い込むかもしれません。ぜひ、気をつけていただければなと思っております。

それでは、表題であります、Iターン、Uターンの住める町ということで質問させていただきます。

まず、松前町でございますが、北海道南西部に位置しておりまして、本州に向かって延びた渡島半島エリアに位置しております。また、道南とも言われておりまして、本州も近いことから、北海道の玄関口として移住が始まり、歴史が多く残っているエリアでもございます。それが、現在の松前町の観光地でございます。

その松前町ですが、自分が帰って来た時が昭和52年の4月ですから、その頃の人口が確か1万9千800人ほどいたかと記憶してございます。ところが、今現在の人口が6千700人弱でございます。強か、になっております。海の稼ぎだけでは、なかなか生活が賄っていけないんだらうなと思っております。そして、その後、漁師の皆さんが陸に上がりまして出稼ぎという選択を選んだんだらうなと思っております。それが、親から子どもへと移り変わってきておりまして、現在のような状況になってるのだと思っております。

ただ、出稼ぎの町ということになってしまい、また出稼ぎに行った先で住み着くという形が現在行われておりまして、松前町に帰ってきません。それが現在の松前町となったところでございまして、これが人口の減少を減らしているのかなあと思っております。

そのような実態の中で、松前町でも令和2年から6年度作成の松前町創生総合戦略でございますが、その中にも書いてございましたが、人口減少率は、全国でも上位に入り、衝撃だったとともに、そうはならないだろうという安易な気持ちを持ったことも少なからず事実であると。当時の町長が言ったんでしょうけども、そんなのききなことは言ってもらえません。やはり、Uターン、Iターンを希望する皆様方でございますから、あるいは帰って来ても仕事がなければどうすることもできません。その就職先をつくってやらなければ、誰も帰って来ないような気が致します。

そこで、人口減少、少子高齢化でマンパワー不足が著しい状況であります中で、そのための一つの方法として、Uターン、Iターンも住めるような、そんなまちづくりができたらと考えております。

それでは、町長に3点ほどお尋ね致します。まず、各企業や事業者のPR活動などを町広報でも取り扱っておりますけれども、システムに提示する画面を貼り付けるのではなく、もう一步踏み込んだ積極的な仕組みがあれば良いかなあと思っております。例えば、道の方ではUターン、Iターンのサポートデスクを立ち上げており、道外の求職者と道内の企業や事業者、それぞれが求める業種や業務内容と必要な資格や訓練、また学習によって培われた高度な能力を持った人材をマッチングさせるということまで関わっております。このような松前版のシステムを立ち上げる計画はございませんか。町長、伺います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 疋田議員から、Iターン、Uターン、松前版サポートデスクのシステムの立ち上げの考えはないのかというふうなお尋ねでございます。

松前町では、平成17年に北海道労働局から無料職業紹介の許可を得て、松前町就職サポートセンターを商工観光課内に設置をしているところであります。これは、議員ご承知のとおりだというふうに思っております。それから、町内企業の求人につきましては、毎月町広報及び町のホームページに求人情報を掲載しておりまして、町民や町外の関心ある方へ、目に止まるように努めているところであります。

一方、求人についても、臨時雇用の求人がほとんどで、正規職員の求人が少ない状況であります。更に言えば、正規職員の募集は常にあるわけではなく、必要に応じた募集となるために、正規職員を希望するIターン、Uターン者への融通の利く情報提供が難しい状

況にあるんだらうなというふうに認識しております。しかしながら、就職サポートセンターでもその機能をきちんと果たせるように、町内から求人の情報問い合わせがあれば、的確に求職者へお知らせをしております。今のところは、議員ご心配しておられますけれども、現在のところは、この就職サポートセンターでの対応の一層の充実を図ることによって解消してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 1番疋田君。

○1番(疋田清美君) 先ほどのお話ですけれども、全くそのとおりでございまして、次に、親と一緒に暮らすということで、最後を看取りたいと思いつつも、仕事の関係で諦めている松前町出身者は少なからずいると思います。そういう方々もUターン、Iターンの中にはいるものと思われましても、そういう方々こそが松前町に帰って来ていただければ、人口減少の抑制効果に繋がるかと思えます。

それ以外にもUターンでは老人福祉の観点、更にはIターンで空家対策などに大きく繋がるものと思えますけれども、そうなれば、一石二鳥、三鳥くらいの効果が得られるものと思えますが、町長の考え方を伺います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 親の看取りや空家対策についてのお尋ねでございます。議員ご指摘のように、親と一緒に暮らしたために帰って来たいと思う方については、町長と致しましては大変嬉しいことだというふうに思っております。一方では、現在の暮らしに親を呼ぶケースも少なくないと思われましても、どちらかがいいのかは判断はつきかねるものがありますけれども、どちらも共通としては親を大切にしようとする気持ちだらうなというふうに思っております。

松前町の高齢者人口、12月1日時点では、総人口が6千778人のうち65歳以上の人口が3千413人で、高齢化率が50.35%となっております。そのうちでもひとり暮らしの高齢者は700人程度おります。地域や家族の見守りが重要であるというふうに思っております。

高齢者が住み慣れた町で安心して暮らしていくために、家族が面倒を見ていただくことは最善なことだというふうに思っております。Uターンで親の面倒を見に帰って来るとは、福祉の観点からは有効なことであると思えますし、またご指摘の空家についてもすぐ来てすぐ住めるような状況の家屋は少ないんですが、ある程度手を加えれば利用できる家屋もあります。更には、解体してしまう場合も最近少なくない状況であります。議員おっしゃるように、このような形で実現が可能となれば、一石二鳥の効果は十分期待できるというふうに思っているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 1番疋田君。

○1番(疋田清美君) 本当にどうも、今の質問内容、本当にありがとうございました。

次に、松前町創生総合戦略の中にも書いてもございましたが、松前町には、松前公園を中心に250種1万本の桜がございます。4月の下旬から、約1ヶ月間にわたりまして咲き誇る桜、そして日本の名所100選の地に選定されるなど、日本有数の桜の里として、全国的に知れ渡っております。その他にお城と桜の町を誇りに、私達は深い郷土愛を培っているところでもございます。

ところで、こんなきれいな松前町ですので、何とか産業も選択の一つとして置きたいものと思えます。今のところ、農業らしきものは日曜菜園ぐらいでしょうか。地域の良さや資源を活かす取り組みなどは、観光協会に任せまして、地産地消などで販売しております農作物など、遊農地を活用して松前町を盛り上げる特産品として、イチゴの栽培や野菜の

栽培など、漬け物類の商品開発を考えてみてはいかがでしょうか。

また、海の温暖化によりとれる魚も変わってきております。都市部、民間の方々の知恵をお借り致しまして、水産、商工、観光団体のコーディネート地域おこし隊を利用してやってみてはいかがでしょうか。やることによって移住者からの確信も得られるのではないかと思います。町長の考え方をお聞き、お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 松前町は昔から漁業が盛んであります。一方商業的農業が発達してこなかった状況も、議員ご指摘のとおりであります。町を盛り上げる特産品と致しまして、イチゴのお話がございます。イチゴや野菜の栽培、更には漬け物の商品開発を考えてみては、とのご提案でありますけども、私は積極的にやりたい人がいればですね、町としては支援をしていきたい考えには変わっておりません。

例えば、ビニールハウスの補助等々、微力でありますけども、それから農業改良普及センターとも連携とりながら、技術指導の部分もお手伝いすることも十分しているところがあります。

漬け物のお話がありました。私も以前、農林畜産課の方で勤務しておりました、正しく農漁村生活展の担当をしておりました。その中で、本当に漬け物、特産については大変楽しみにしていたわけでもありますけれども、結果的には特産品としての商業ベースに乗せるまでには至ってない。我々の力不足もあるんだったんだと思いますけども、結果として簡単なものでないというふうには感じはしているところがあります。

それから、水産センターにおいても、様々な相談に応じておまして、水産試験場や工業技術センターとの指導協力をお願いする等々、商品開発に意欲のある方に積極的に支援をしてきているところがあります。それから、商品開発等につきましても、スマイル応援補助金等、最大30万の補助事業もありますので、積極的に活用していただければというふうに思っております。

それから、商品開発やコーディネートのために地域おこし協力隊を活用することにつきましては、そういった要望があれば、専門家による研修の実施など検討していきたいというふうに考えております。また、産業団体等で地域おこし協力隊を活用して商品開発をしたいというニーズがあるのであれば、検討できなくはないというふうに思っておりますので、いろんな場面でお話を聞ければいいなというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 1番正田君。

○1番(正田清美君) いろいろと本当にどうもありがとうございます。

次に、町の現状を覚えておかねばなりませんし、すぐにUターン、Iターンという希望者を松前町で受け入れることができるかできないか、これで決まってしまう。ですから、他の市町村では、地域おこし協力隊を活用してる市町村がございます。新たに松前町で商品開発のため、地域おこし協力隊を採用してみてはいかがでしょうか。

また、Uターン、Iターンの方々をそこで採用し、地元事業者などと連携致しまして、お互いの良いところを一致させることを積極的に行うという内容ではどうでしょうか。そういうシステムづくりをしながら、就職に繋げ、少しずつ拡大していく考えもでございます。そうすると、移住者と採用することによりまして、その人の心情や状況も理解できると思えますし、その人から他の移住を考える人に発信していただける、更なる定住者に繋げる方法もあると思えます。町長の考え方をもう一度お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) Iターン、Uターン希望者や地域おこし協力隊の受け入れにつつま

しては、私平成24年に町長に就任させていただきました。まず役場の職員の例で申しますと、これまでにIターン、Uターン者を12名採用しております。これは、役場としてのニーズと、正規職員であるという働く保証があって成立はしているものであるというふうに思っているところであります。

それから、地域おこし協力隊につきましては、交流の里づくり館で都市との交流事業として8名の方、地域おこし協力隊を採用してきました。途中で退職し、ほぼ移住に至るケースは今までなかった状況であります。

いずれに致しましても、人口減少の最大のネックとなるのは、やっぱり雇用の場の確保、これは議員ご指摘のとおりであります。それから正規職員の、正規採用の場が少ないことが町外への人口流出に繋がっているというふうには思っているところであります。若い世帯に何とか松前に残ってほしいと思っておりますが、現実は大変厳しく、Iターン、Uターン、移住者についても多めに歓迎は致しますけれども、事業者のニーズとしても、雇用環境には限界があり、町としてもジレンマを抱えているのが現状だというふうにご理解していただきたいと思っております。

移住定住、大事であります。受け入れ側としての産業の活性化を図ることも重要であります。産業に力がつくことで雇用環境にニーズが生じ、受け入れやすくなるというふうにご考えているところであります。

いずれに致しましても、将来の人口減少はまぎれもない事実であります。議員ご指摘のとおりであります。受け入れ環境を整えるよう、今後も努力して、Iターン、Uターン者が町に移住できる環境づくりを目指してまいりたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 1番疋田君。

○1番(疋田清美君) 今お話いただきましたけれども、大変それは難しいことだろうなあとは思っております。ですけれども、PR不足っていうこともございますので、少しずつでもいいからPRしていただければ、非常にありがたいなと思っております。

そして、次に都市部、民間の方々の知恵をお借り致しまして、水産、商工、観光団体のコーディネートをするを目的として、地域おこし隊を活用することはどうでしょうか。やることによって移住者からの確信も得られるのではないかと思いますけれども、そこら辺をもう一度町長にお願いしたいと思っております、考え方を教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 本当にIターン、Uターン希望者が町に来ていただいて、安心して働いていただける環境づくりが、いろんな分野にあるんだろうなというふうに思っております。ご指摘された部分は、十分検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 1番。

○1番(疋田清美君) いろいろと今まで答弁いただきまして、ありがとうございます。ただ今行いましたUターン、Iターンの住める町としては、ぜひ頑張って、PRも含めてよろしくお願ひしたいと思っております。

そうすることによって、今新型コロナウイルス禍の影響で都市部では失業者が大分増えていると聞いてございます。そういう方々が増えてきておりますので、その失業者をターゲットにしてみたいかがでしょうか。新しい松前町をつくるという意味では、可能性の高さがうかがえると思っておりますので、よろしくお願ひ致します。答弁はいりません、どうもありがとうございました。

○議長(伊藤幸司君) 以上で通告のあった一般質問を終わります。



暫時休憩します。

---

(休憩 午後 2時03分)

(再開 午後 2時17分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

---

◎議案第75号 松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第75号、松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) ただ今議題となりました、議案第75号、松前町営牧野管理条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。下段の説明欄です。牧野管理のため設置している施設のうち、牛舎が老朽化により使用できなくなったため、この施設の用途を廃止しようとするものであります。

改正案の内容であります。第2条の2の表、現行下線部分牛舎の項を削り、改正案のようにしようとするものであります。

次に、附則であります。この条例は、規則で定める日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第75号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第75号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第69号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第8回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第69号、令和2年度松前町一般会計補正予算(第8回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) ただ今議案となりました議案第69号、令和2年度松前町一般会計補正予算(第8回)の内容をご説明させていただきます。

令和2年度松前町の一般会計補正予算(第8回)は、次に定めるところによるものでござ

います。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2千95万2千円とするものでございます。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものでございます。

第3条、債務負担行為の補正です。規定の債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。19ページをご覧ください。

3. 歳出です。1款1項1目議会費で、530万2千円の追加計上です。3節議員期末手当で、13万3千円の減額です。これは、議員期末手当を0.05ヶ月引き下げる条例改正による減額であります。8節費用弁償で27万4千円の減額及び旅費で8万7千円の減額、更に18節渡島西部四町議会議員連絡協議会負担金で、5万円の減額です。これは、コロナ禍において渡島西部四町議会議員連絡協議会視察研修が中止となったことによる減額です。次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による11節通信運搬費で16万7千円、17節備品購入費で567万9千円の計上です。これは、議会のペーパーレスやオンライン会議等に伴うタブレット機器購入及び通信費の計上で、臨時交付金対象事業ではありますが、交付金は前回までの補正予算で全額予算計上済みのため、財源は一般財源で予算対応しているところでございます。なお、参考資料として63ページに議会タブレット導入事業の概要を添付しておりますので、ご参照願います。また、62ページに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の各事業への充当状況も添付しておりますので、合わせてご参照願います。

20ページです。2款1項1目一般管理費で、225万円の追加計上です。10節電話交換システム管理修繕料で29万4千円、11節共通経費通信運搬費で8万8千円の計上です。これは、来年度から実施予定の組織機構の改編に伴う配置換えによる電話配線の変更に係る修繕と、建設課と水道課が統合され、建設水道課となることによる大型備品等の庁舎移動に伴う運搬費の計上分です。続いて、12節行政情報システム改修業務委託料で、174万3千円の計上です。これは、建設水道課となることによる水道庁舎のネットワークの設定で80万2千円、制度改正に伴う障がい者自立支援システムの改修に係る分で94万1千円の計上分です。続いて、17節行政情報システム備品購入費で、12万5千円の計上です。これは、建設水道課となることによる水道庁舎に配置するカラープリンター1台の購入費の計上です。次に、3目財産管理費で、46万9千円の追加計上です。10節庁舎管理消耗品費で、41万3千円の計上です。これは、組織機構の改編により、来客スペースを設置することによる簡易パーティション20個、スタッキングチェア8脚の購入費、更には、コロナ禍における消毒用エタノール等の庁舎管理用消耗品に係る年度末までの見込みによる計上です。続いて、17節庁舎管理備品購入費で、5万6千円の計上です。これは、組織機構改編により、来客スペースを設置することによるミーティングテーブル2台の計上です。次に、5目地域振興費で、1千555万5千円の追加計上です。10節民放テレビ中継局管理修繕料95万7千円、14節民放テレビ中継局設備復旧工事請負費385万円の計上は、去る9月4日に発生した落雷を当該中継局が受けたことにより、中

継局設備が破損し、一時民放テレビが映らなくなりました。すぐに代替部品をもって仮復旧させましたが、本格的な設備の復旧が必要で、その仮復旧の修繕と本復旧にかかる工事請負費の計上です。なお、復旧する備品の一部のルビジウム発振器は、特殊な部品のため、受注からの製作となり、その納期に8ヶ月を要するため、本工事は繰越明許費により、翌年度まで繰り越して実施することとなります。また、参考資料として、64ページに民放テレビ中継局設備復旧工事の概要を添付しておりますので、ご参照願います。また、若干補足させていただきたいので、そのまま64ページをご覧ください。まずは、64ページの図面右側、機器配置図の中央付近にあるRB発振器が先ほど説明したルビジウム発振器であります。そして、図面中央の立面図西側のGPSアンテナは、矢印の先にある小さな突起物がGPSアンテナ本体でありますので、補足させていただきます。

それでは、21ページにお戻り願いたいと思います。21ページ、18節地域生活バス運行事業補助金で、100万円の計上です。これは、大漁くんバスの補助対象運行期間である昨年の10月から今年の9月までの1年間の運賃収入が、コロナ禍の影響もあって減少しており、補助金算定上不足する分の計上です。続いて、笑顔づくり推進スマイル応援補助金で、25万2千円の減額です。これは、コロナ禍の影響により、開催を中止したイベント1件分等の減額です。次に、14節ふるさと松前応援基金積立金指定寄附金にかかる分で、1千万円の計上です。これは、世界一の桜の里づくり事業に対する大口寄附金1千万円があったことによる計上です。

22ページです。2項2目賦課徴収費で、7万7千円の追加計上です。10節消耗品費で3万3千円の計上です。これは、家屋等検査済証シール作成分の計上です。続いて、修繕料で、4万4千円の計上です。これは、税務課で使用のカラープリンターが故障し、その修繕経費の計上です。

23ページです。3款1項1目社会福祉総務費で、7万1千円の追加計上です。18節松前町民生委員協議会負担金で、7万1千円の計上です。これは、民生委員協議会負担金の基礎となる、道の民生委員負担金の基準単価が増額となったことによる計上です。次に、3目老人福祉費で、976万円の減額計上です。18節北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金で、1千229万4千円の減額です。これは、広域連合へ負担する療養給付費負担金が確定したことによる予算との差額分の減額です。次に、27節介護保険特別会計に対する操出金で、208万5千円の計上です。これは、一般会計が負担する保険事業勘定分の高額介護サービス給付費補正分の12.5%分31万7千円と、システム改修分等の事務費負担分104万4千円、そして、サービス事業勘定分の職員給料等36万4千円の合計208万5千円の計上です。続いて、後期高齢者医療特別会計に対する操出金で、44万9千円の計上です。これは、令和3年度税制改正に対応するための後期高齢者医療システム改修経費のうち、一般会計負担分の計上です。

24ページです。2項1目児童福祉総務費で、212万3千円の追加計上です。18節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策松前町児童福祉施設等従事者慰労金で、185万円の計上です。これは、コロナ禍において、国では医療機関等や介護、障がい福祉サービス施設等の従事者へ慰労金を支給対象としましたが、児童福祉施設等は対象から除外されております。緊急事態宣言時には感染リスクがある中で、児童等の受け入れを続けた保育所などの児童福祉施設等で要件に当てはまる対象者へ、1人5万円の慰労金を支給しようとするものです。本事業も臨時交付金対象事業ではありますが、交付金は前回までの補正予算で全額予算計上済みのため、財源は一般財源で予算対応しているところでございます。なお、参考資料として、65ページに松前町児童福祉施設等従事者慰労金支給事業の概要

を添付しておりますので、ご参照願います。次に、19節児童デイサービス障がい児通所給付費で、27万3千円の計上です。これは、町外における放課後等デイサービスを利用する対象児童がおり、今後の利用見込みにおける不足分の計上です。

25ページです。4款1項3目予防費で、45万9千円の追加計上です。19節インフルエンザ予防接種費用助成費で、45万9千円の計上です。これは、今年度の特例措置として、町立病院で予防接種を受けられなかった65歳以上等の定期接種対象者の方が、他の医療機関で接種した費用の一部を助成するもので、1回2千700円を上限に170人分を見込んだところであります。7目病院費で、3千400万円の追加計上です。18節病院事業会計に対する補助金で、3千400万円の計上です。これは、松前病院支援事業として町が実施する政策的補助金で、当該年度ごと一般会計の収支見込みを勘案し、交付額を決定するものでございます。

26ページです。2項1目清掃総務費で、2万2千円の減額計上です。18節渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)で、2万2千円の計上です。これは、給与改定等による渡島西部広域事務組合の補正にかかる松前町負担金の減額分です。

27ページです。3項1目上水道施設費で、97万7千円の追加計上です。18節水道事業会計に対する補助金で、97万7千円の計上です。これは、組織機構の改編に伴い、来年度から建設水道課になることで一部水道庁舎の修繕が必要となる経費の補助金の計上です。

28ページです。6款1項1目農業委員会費で、90万8千円の減額計上です。8節費用弁償で77万9千円の減額、旅費で12万9千円の減額です。これは、コロナ禍において予定していた研修等の中止など、確定した経費の減額です。次に、3目畜産業費で、370万8千円の追加計上です。10節肉牛改良センター管理飼料費で、266万7千円の計上です。これは、本来町営牧場で生産する干牧草を与える予定でいましたが、春先の天候不順などが影響し、牧草の生育が悪く、予定した量の干牧草の生産ができず、町内畜産農家へ優先的に配分したことで、肉牛改良センターで使用している繁殖牛56頭の牧草を確保できなかったことから、町外から購入する費用の計上です。次に、14節町営牧場牛舎等解体工事請負費で、104万1千円の計上です。これは、昭和52年に建設された牛舎は、今後整備が予定される肉牛改良センターの第2期工事で、連絡道路の障害となることと、著しい老朽化により、使用できなくなったため、関連する施設共々解体撤去するための費用の計上です。なお、参考資料として、66ページに町営牧場牛舎等解体工事の概要を添付しておりますので、ご参照願います。

29ページです。3項1目水産業振興費で、95万4千円の追加計上です。10節水産業振興修繕料で、95万1千円の計上です。これは、福山地区船揚場航路に土砂が堆積しており、その土砂を浚渫するための費用の計上です。次に、18節漁業近代化資金利子補給金で、3千円の追加計上です。これは、本補正で債務負担行為を予定している漁業近代化資金利子補給金の本年度分にかかる費用の計上です。

30ページです。7款1項2目観光振興費で、218万円の減額計上です。8節北前船日本遺産推進旅費で18万円の減額、18節松前ウインターフェスティバル実行委員会負担金で200万円の減額です。これは、コロナ禍において出張自粛による旅費の減額と、実行委員会でイベントの中止を決定したことによる負担金の減額によるものです。そして、3目、5目、6目の18節温泉休養センター指定管理者支援金50万円、松前藩屋敷指定管理者支援金50万円、北前船記念公園総合管理施設指定管理者支援金200万円は、指定管理者のため、コロナ禍における国の給付金等の対象とはならず、大幅な利用者の減少

に見舞われたり、通常の指定管理業務委託料に算定されていない新型コロナウイルス感染症対策を実施するなど、経営を工夫して対策を図っていることから、年間を通じた新型コロナウイルス感染症対策と、コロナ禍の影響の度合いを勘案して、臨時的に支援するための経費の計上です。次に、6目10節総合管理施設修繕料で、67万6千円の計上です。これは、浄化槽の定期点検の際に、浄化槽の隔壁に異常が確認され、その修繕に要する費用や、今後見込まれる修繕にかかる費用の計上です。

31ページです。8款5項1目住宅管理費で、57万2千円の追加計上です。10節町営住宅管理修繕料で、57万2千円の計上です。これは、建石団地B棟の自動火災報知設備受信機基盤が、6月16日の落雷を受け被災したことによる復旧修繕経費の計上です。

32ページです。9款1項1目渡島西部広域事務組合費で、30万7千円の減額計上です。18節渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)で、30万7千円の減額です。これは、給与改定等による渡島西部広域事務組合の補正にかかる松前町負担金の減額分です。

33ページです。10款1項3目教育振興費で、290万7千円の減額計上です。18節松前高等学校教育振興会補助金フランス国ブザンソン市訪問事業分で、290万7千円の減額です。これは、世界的にまん延している新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、高校生によるブザンソン市訪問事業の中止が決定したことによる減額です。

34ページです。2項1目学校管理費で、84万円の追加計上です。10節学校管理修繕料で84万円の計上です。これは、松城小学校の2階トイレ配管が経年劣化等により亀裂が生じ、早急に修繕が必要なことから、その費用の計上です。

35ページです。4項2目公民館費で、40万円の減額計上です。18節第47回松前町文化祭実行委員会補助金で、40万円の減額です。これは、コロナ禍において、関係者会議で文化祭の中止を決定したことによる減額です。次に、4目社会教育施設管理費で、42万8千円の減額計上です。8節交流の里づくり館管理費用弁償及び旅費で、42万8千円の減額です。これは、コロナ禍において視察事業を中止としたことによる減額です。

36ページです。12款1項1目元金及び2目利子の合計で、161万円の減額計上です。これは、元利償還金の5年利率見直し方式による利率の再設定に伴い利率が下がり、元利均等償還の場合、設定利率が下がると初回元金が増加し、その増加分で18万4千円。また、償還利子は主に利率が下がったことにより、179万4千円の減額となったところでもあります。

37ページです。13款1項1目職員給与費で、2千213万1千円の減額減額計上です。1節報酬では、会計年度任用職員報酬で、125万9千円の計上です。これは、主に学童保育で時間外勤務が増加するなど、年度末までの見込みによる不足分の計上です。次に、2節給料で、521万9千円の減額です。職員給料の減額は、募集をしていた社会福祉士、建築士の応募がなかったことなどによる減額です。会計年度任用職員給料の増額は、病気休暇中の職員の代替職員など、中途採用職員による増加分に対応する計上です。

次に、37ページから38ページの3節職員手当等で、1千72万3千円の減額です。このうち、職員分の増額の扶養手当と寒冷地手当は、扶養などの異動に伴う増額で、その他の減額分は年度末の見込みによるものでありますが、主なもので期末手当では、6月の特別職3名の20%減額分と、人事院勧告による0.05ヶ月の引き下げ、更には職員採用がなかったことなどの要因で、勤勉手当も職員採用がなかったことなどによるもので、管理職手当は3名の兼務による減額です。会計年度任用職員分は、年度末までの見込みによる増減分であります。

続いて、38ページです。4節共済費で、744万8千円の減額です。いずれも年度末

までの見込みによる増減となっております。職員給与費の増減等の詳細は、39ページから60ページにかけて、附表として、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が歳出です。次に歳入です。8ページをご覧願います。

2. 歳入です。1款2項1目1節固定資産税で、435万7千円の追加計上です。これは、大型風力発電施設の蓄電設備の償却年限を伸ばす修正申告があったことにより増額となったものです。

9ページです。9款1項1目1節地方交付税で、743万8千円の追加計上です。これは、歳出額に対しての財源調整による追加分です。

10ページです。13款1項1目2節特例障がい児通所給付費負担金で、13万7千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております児童デイサービス障がい児通所給付費に対応した国庫負担金の計上です。

11ページです。2項2目民生費国庫補助金で、69万4千円の追加計上です。1節障がい者総合支援事業費補助金で、40万8千円の計上です。これは、歳出で計上しております行政情報システム改修業務委託料の障害者自立支援システムの改修に対応する国庫補助金の計上です。次に、2節子ども子育て支援交付金で、28万6千円の計上です。これも歳出で計上しております会計年度任用職員報酬の学童保育分に対応する国庫補助金の計上です。

12ページです。14款1項1目民生費道負担金で、14万円の追加計上です。1節民生委員負担金7万1千円、2節特例障がい児通所給付費負担金6万9千円の計上です。いずれも歳出で計上しております民生委員協議会負担金及び児童デイサービス障がい児通所給付費に対応する道負担金の計上です。

13ページです。2項2目2節子ども子育て支援交付金で、28万6千円の追加計上です。これも歳出で計上しております会計年度任用職員報酬の学童保育分に対応する道補助金の計上です。

14ページです。15款1項1目1節土地建物賃貸料合計で、115万9千円の減額計上です。これは、年度末までの見込みによる増減分の計上です。

15ページです。2項3目1節肉用牛売却代金で、290万4千円の減額計上です。これは、当初9頭の子牛を畜産農家に売り払う予定でございましたが、昨年度繁殖牛30頭は一括導入されなかったため、受精卵の移植にばらつきが生じ、結果、分娩が12月下旬にずれ込んだことで、令和2年度中に売り払うことが困難となったため、全額を減額するものです。なお、令和3年度には売り払いが可能となるため、改めて令和3年度予算に計上する予定です。

16ページです。16款1項2目1節ふるさと松前応援指定寄附金で、1千万円の追加計上です。これは、世界一の桜の里づくり事業に対し、大口の寄附があったことによる計上です。

17ページです。19款5項6目1節雑入の雇用保険料等個人負担金で、11万2千円の追加計上です。これは、歳出で計上している会計年度任用職員の給与にかかる雇用保険料と個人負担金あります。続いて、渡島西部広域事務組合前年度決算剰余還付金で、307万9千円の追加計上です。これは、令和元年度決算が確定したことによる精算還付金であります。続いて、公有物件建物災害共済金民放テレビ中継局管理分で、336万5千円、町営住宅管理分で40万円の追加計上です。これは、歳出で計上している落雷で被災した当該物件の予定される共済金です。続いて、渡島檜山地方税滞納整理機構負担金、前年度

決算剰余還付金で、37万9千円の追加計上です。これは、令和元年度決算が確定したことによる精算還付金であります。続いて、その他雑収入、1万3千円の追加計上です。これは、公務災害補償基金からの令和元年度負担金の還付金です。

18ページです。21款1項1目1節法人事業税交付金で、404万3千円の追加計上です。これは、法人事業税交付金は、法人住民税の交付税原資化による法人税割の減収分として、平成28年度に創設されましたが、消費税の引き上げと一緒に施行させることとなっており、消費税の引き上げが今年の10月からとなったことで施行され、松前町の配分額が不明確だったために、当初予算には計上です、今回の計上となりました。8月、12月、3月の1年度に3回交付されることとなっており、その交付見込額の計上です。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額64億9千57万2千円に、補正額3千38万円を追加し、補正後の額を65億2千95万2千円にするものがございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額3千38万円を追加し、補正後の額を65億2千95万2千円にするものがございます。

4ページです。第2表繰越明許費です。記載のとおり、民放テレビ中継局設備復旧工事を繰り越すものであります。歳出でもご説明しましたが、設備の一部が受注生産のため、発注から8ヶ月を要することから繰越明許するものがございます。

5ページです。第3表債務負担行為補正です。追加の分として記載のとおり追加しようとするものがございます。

以上が議案第69号、令和2年度松前町一般会計補正予算(第8回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 2、3点お尋ね致します。まず最初にね、25ページ、3目のインフルエンザ予防接種事業の45万9千円のからみでお尋ねしたいと思います。非常に、自分達の健康を守るためには大事な事業だと、私思っております。申し込みも自分自身で行って、申込者の多いことにもびっくりしておりました。しかし、残念ながら予定した量が達してしまうと、そこで締め切り、そして希望者には行き渡らないという現状があって、この事業が補正という形で追加されたわけなんです。この時点でどうなんですか、松前町の該当、接種希望者に対しては、どの程度行き渡ったんですか。その結果をお知らせください。

それから2点目は、29ページの水産業振興費の修繕料95万1千円、福山地区という説明があったんですけども、私の見る範囲で、この福山地区の船揚場にこういう修繕しなければいけないような場所が、ちょっと見当たらないものですから、詳しく説明してください。

それから、30ページの6目の北前船記念公園費の中の18節負担金200万円。これはコロナの関係だと思います。お尋ねしたいことはですね、これおそらくコロナの関係で休業要請を出した施設だと思います。ご存じのとおり、町との関係は指定管理者という位置付けをされております。おそらく指定管理者、ちょうど替わった時期ですよ、今年ね。今まで大宇さんであったのが海共舎になったと、こういう切り替わりの時期でね、今言ったような休業要請があって、営業収入が全く見込まれない状態が何ヶ月続いたと、だから非常に心配してたわけさ。なぜかと言うとね、せっかく町のためを考え、もちろん自分達

のこと考えてのことだと思えますけどね、町のことも考えてくださって、指定管理者を受けてくれたと。しかし、たまたまコロナにぶつかってしまって、私は経営上つらい面があったんでないかなと思います。

ですから、できるならばね、タイミング的にこういう時期じゃなくって、この事業者の厳しい経営状況の中でこういう対応できなかったのかどうかと。ある意味では、タイミング遅いんじゃないのと、こう言いたいわけさ。その辺の説明をいただければと思います。以上3点。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、健康推進課長。

○健康推進課長(松谷映彦君) インフルエンザの予防接種につきましては、町立病院に委託し、実施しておりますが、9月の第3回定例会の一般質問においても工藤議員の方からワクチンの確保等について、ご質問をいただいておりますが、残念ながらこのような状況になりまして、混乱を招いてしまい、大変申し訳なく思っているところでございます。

ご質問の内容につきましては、10月の12日、それから10月の20日、それから12月の9日の3回、65歳以上の方の予防接種についての予約受付をしてございました。その中の3回で、合わせまして1千712人の方の予約をいただいております。また、今回の補正予算の部分でございますが、170人分の補正を見込んでございますが、そのうちの140人今現在償還払いの申請をいただいております。合わせまして、約1千850人程度の方が、65歳以上の方が予防接種を受けるような形になりまして、今回の松前町立病院で最終として予約受付で、予約申し込みがあったのが86名でありまして、その部分でそれ以上の希望がなかったというふうに捉えてございますので、65歳以上の方については、希望のあった方は全員予防接種ができたものというふうに認識はしてございます。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、水産課長。

○水産課長(渡辺孝行君) ただ今のご質問でございます。修繕費の福山地区船揚場航路と、福山地区の斜路とはどこだというご質問だと思います。いわゆる、この辺の地元の呼び名で月島の間と呼ばれている、尾坂課長の下のところの斜路でございます。あすこ、福山っていうようなまだ地名なもんですから、こういう表現をさせていただきました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 3点目、商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 支援金の支給タイミングについてのご質問かと思えます。議員おっしゃるとおり、今期より大宇工業に替わりまして海共舎が営業をしております。4月7日にオープンを致しまして、4月29日から5月15日までの17日間にわたって臨時休館となりました。この臨時休館による影響ですけれども、4月、6月は特に影響が大きくて、前年同期比で83.3%減収ということになってございます。

また、7月以降につきましては、政府の観光支援事業、GoToトラベル、北海道のどうみん割効果で各月3割減まで回復したということになってございます。4月、10月の利用実績につきましては、いくらか回復致しまして、前年度期比で56.3%減という入込みになってございます。

この間、指定管理者とはいろいろとお話をさせていただきました。予定していた一番の稼ぎ時のさくらまつりが中止になって大きな影響出たので、そういった部分も指定管理者とは随時情報の交換はしてきました。それで、私どもと致しましては、指定管理者から提出を受けている損益計算書の中で経営状況は確認してございます。その中によりますと、こうした厳しいコロナ禍の中にありながら、徹底したコスト削減による企業努力の甲斐も



ありまして、上期、4月、9月まででは指定管理料を含む経常損益では黒字を維持してございます。しかしながら、例年11月以降、上期で売上げた分を食いつないでいるという実態がございまして、決算見込みでは指定管理料を含む収損益では、収支がとんとん、または、赤字になるような見込みだということを確認しての今回の計上ということになってございますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) それぞれ説明をいただきました。わかる部分と、追って質問したい部分があります。1点目のね、予防接種ですけれども、お話によりますと、最終的に1千850人で、松前町の接種予防者は100%クリアされたというふうに受け止めてよろしいんですか。

それから、2点目の船揚場の件ですけれども、場所は今言った月島の方の話なんだ。福山っていう説明だったもんだから、ちょっと理解できなかったの、わかりました。

それから、3点目の道の駅の200万ですけれどもね、これは、ただ今課長の方から説明いただいた経緯は、これまでの間に私も何回かお話の中で聞いておりますので、ほぼ理解はできます。ただ、心配したのはね、休業要請をかけた。ということは、自分達は稼ぎたいんだけど稼げないと、その結果厳しくなったんだと、そういう時に指定管理者を依頼してる側の松前町が、そういう状況を全く考えの中に入れてくれないっていうようなね、印象を与えたら、これからの指定業者の意欲にも、あるいは3年契約の更改時にも、結果的にいい影響が出てこないんでないかなって心配したもんですから、できるだけ早くそういう厳しい状況の中では、手を差し伸べることが大事でないのかなという話をしてきましたよね。

結果的にいろんな経緯があった、そして相手との話の中でこういう形に落ち着いたと。指定管理者の側においても、それは十分理解されたうえでのこの数字だというふうに理解されればね、それはそれで私いいんですけども、その辺、もう1点説明いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、健康推進課長。

○健康推進課長(松谷映彦君) あくまで65歳以上の接種希望者については、十分に対応できたというふうに考えてございます。

ただ、それ以外の方については、まだ十分な対応ができてなかった部分はあるかと思えます。あくまで65歳以上の接種希望者ということでございます。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、副町長。

○副町長(若佐智弘君) 私の方から答弁させていただきます。全くもって梶谷議員おっしゃるとおりの、そういうちょっと懸案があったものでございますから、担当課長始め、私も一緒にそれぞれ指定管理しているところには、休業してる最中に、春の段階で既にお邪魔をして、こういう支援金等のあり方についても検討してるんだと、強いては経営状況、そういうものをこの後出していただきたいとか、そういうお話をしながら進めてきておりますので、十分こちらの方の考え方は、指定管理者とは意思疎通ができてるものと思っておりますし、今回の予算計上に関しても理解をいただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 1点目の説明、65歳以上の方がほぼ希望者全員行き渡ったと。それ以外の65歳以下の人、あるいは子どもだとか、そういう面ってのはどうなんですか。結果的にね、希望者がいるんだけど、対応できないでいる状態なのか、ほぼクリアさ

れたのか、その説明をいただけますか。

それから2点目は、指定管理者との関係は良好と受け止めてよろしいんですね、わかりました。1点だけお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 健康推進課長。

○健康推進課長(松谷映彦君) 私の方から子どもの部分について、お話をさせていただきたい。子どもの部分については、65歳以上の方の前にもう既に接種が始まっております、15歳以下の子どもに対応する部分については、希望する方については全員接種終わっております。

ただ成人の方は、町立病院の事務長の方から回答させていただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) 私の方から、65歳未満のインフルエンザの接種の关系をご説明したいと思います。65歳未満については、今のところ65歳以上を第一優先にしてるので、まずその方々を優先的に接種をさせるっていうことの方針で、この前、先週から追加のワクチンが多少入ったものですから、予約を受付致しました。その結果、今日と明日総合センターの方で接種になるんですけれども、その時点では86名の方の65歳以上の追加接種希望者がございました。

ということで、病院と致しましては、ある程度200くらいは備えてはいたんですけれども、その結果、86名の方しか予約の方が来てなかったってことで。

残りのワクチンも含めて、12月以降も入るか入らないかは確定ではないんですけれども、入って来た段階で64歳以下、またはフリーにアナウンスを致しまして、接種はされてない方を予約によって受付をしたいなというふうに考えております。

その他優先するべき職員という形で、消防の職員ですとか、学校の教職員、または施設の職員、それから保育所の職員など、そういう方につきましては優先的に既に接種を終えておりますということになります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ございませんか。

11番堺君。

○11番(堺繁光君) 23ページ、3款民生費の3目18節でお願いしたいと思います。北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金、大分余ってますけども、10万や20万であれば、これ聞かなかったんですけども、どのような要因でこれだけの金額が余ったってば変ですけども、負担が少なくなったのか。健康な方が多かったのかなって思いますけども、いかがなものでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) ただ今質問ありました、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の1千229万4千円の減額ということで、多額が減額でないかということでありましたけども、これについては、北海道の広域連合の方で北海道全体の医療費あります、そのうち松前町の後期高齢者に関わる医療費、その分の12分の1を市町村が負担することになっておまして、結果的に松前町の元年度分の医療費の当初の概算額が1億5千380万2千円だったんですけども、これが、結果的に1億4千150万7千10円ということで、差し引き1千229万4千円が精算で多く負担金をいただいているので、今回その額を2年度の負担金の額で相殺して減額しますよという形になったものですから、総額的には1億単位の金額で負担金が発生してますので、最終的には北海道全体の、医療費の全体に占める松前町の負担金を精算したという形なので、結果的な部分でご理解いただ

ければと思います。

○議長(伊藤幸司君) 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第69号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長(伊藤幸司君) 説明員入れ替えのため、暫時休憩します。

---

(休憩 午後 3時09分)

(再開 午後 3時22分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

---

◎議案第70号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第70号、令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第70号、令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について、その内容をご説明致します。

令和2年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第4回)は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2千757万1千円に致そうとするものであります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免額に対する補助金の増額、歳出では保険税の還付金などの増額などです。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

3. 歳出であります。1款2項1目賦課徴収費で、10節修繕料で、10万円の追加計上です。これは、税務課の徴収に使用しております公用車の修繕料で、車検整備時において下回りの腐蝕等により部品交換が発生し、予定以上の整備代が高額となったため、追加計上するものであります。

次に、9ページをご覧ください。8款1項1目保険税還付金及び還付加算金で、18節一般被保険者保険税還付金及び還付加算金で、70万円を増額するものであります。これ

は、主に国民健康保険の被保険者がさかのぼって社会保険等に加入した場合、納付済みの国民健康保険税を還付するものでありますが、その額が多額になったもので、年度末までの不足に対応するため、増額するものであります。

以上が、歳出の事項別明細でございます。これに対応致します歳入でございます。6ページへお戻り願いたいと思います。

2. 歳入です。2款1項2目災害等臨時特例補助金で、83万1千円の追加計上です。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の国民健康保険税の減免額に対する補助金でありまして、これから年度末までの見込みにより、増額するものであります。

次に、7ページです。3款1項1目2節保険給付費等交付金特別交付金で、3万1千円の減額計上です。これは、年度末までの見込みによる財源調整であります。

以上が歳入の事項別明細でございます。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正、事業勘定の歳入でございます。歳入合計、補正前の額11億2千677万1千円に今回80万円を追加し、補正後の額を11億2千757万1千円に致そうとするものであります。

次に、3ページです。歳出におきましても歳入同様、補正後の額を11億2千757万1千円に致そうとするものであります。

以上が議案第70号、令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第70号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第71号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第71号、令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました議案第71号、令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

令和2年度松前町の介護保険特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。第1項は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ484万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5千368万4千円に、既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ36万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千249万7千円に致そうとするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものです。今回の補正予算は、年度末までの支出見込み等による補正で、介護保険法制度の改正に対するための運用システムの改修費、給与改定及び年度末までの見込み、支出見込みによる人件費、年度末までの支出見込みによる高額介護サービス給付費、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する介護保険料の減免に伴う介護保険料等の補正です。

それでは、歳出の事項別明細書よりご説明申し上げます。13ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では、12節委託料で、222万8千円の増額計上です。介護保険制度の改定に対応するための運用システムの改修費です。

次に、14ページ、1款3項2目介護認定調査費では、8節旅費で2万2千円の増額計上です。年度末までの支出見込みによる増額補正です。

次に、15ページ、2款2項1目高額介護サービス費では、18節負担金補助及び交付金で、253万1千円の増額計上です。年度末までの支出見込みによる増額補正です。

次に、16ページ、4款1項1目介護予防日常生活支援総合事業費では、3節職員手当等で2万8千円の減額計上です。地域包括支援センター職員1名分及び会計年度任用職員1名分の人件費で、給与改定による減額補正です。同じく2目包括的支援事業・任意事業費では、2節給料及び3節職員手当等で、6万2千円の増額計上です。地域包括支援センター職員2名分の人件費で、2節給料については支出見込みによる増額、3節職員手当等については、給与改定による減額補正です。

次に、17ページ、7款1項2目第1号被保険者保険料還付金では、22節償還金利子及び割引料で、2万9千円の増額計上です。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方に対する過年度分の介護保険料減免に伴う還付金の増額補正です。

以上が保険事業勘定、歳出の事項別明細です。これに対応致します歳入です。6ページにお戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度保険料分で、27万7千円の減額計上です。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方に対する介護保険料減免に伴う減額補正です。

次に、7ページ、3款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分で、50万6千円の増額計上です。歳出の高額介護サービス給付費の増額に伴う国庫負担分です。

次に、8ページ、3款2項1目調整交付金、1節現年度分で、35万円の増額計上です。歳出の高額介護サービス給付費の増額に伴う国庫負担分及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免分に対する国庫負担分です。同じく5目介護保険事業費補助金、1節介護保険事業費補助金で、88万円の増額計上です。歳出の運用システム改修委託料にかかる国庫負担分です。7目介護保険災害等臨時特例補助金、1節介護保険災害等臨時特例補助金で、18万3千円の増額計上です。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免分に対する国庫負担分で、1目調整交付金と合わせて当該減免額は全額原則国が補填することとされております。

次に、9ページ、4款1項1目介護給付費交付金、1節現年度分で、68万4千円の増額計上です。歳出の高額介護サービス給付費の増額に伴う支払基金の負担分です。

次に、10ページ、5款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分で、31万7千円の増額計上です。これも歳出の高額介護サービス給付費の増額に伴う道負担分です。

次に、11ページ、7款1項1目一般会計繰入金、1節介護給付費繰入金及び3節事務費繰入金で、172万1千円の増額計上です。歳出の高額介護サービス給付費の増額に伴う一般会計負担分及び事務費にかかる一般会計負担分です。

次に、12ページ、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金では、財源調整のため、48万円の増額計上です。

以上が保険事業勘定歳入の事項別明細です。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正(保険事業勘定)の歳入です。歳入合計、補正前の額10億4千884万円に、484万4千円を追加し、補正後の額を10億5千368万4千円に致そうとするものです。

次に、3ページです。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を10億5千368万4千円に致そうとするものです。

次に、サービス事業勘定、歳出の事項別明細です。23ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では、2節給料と3節職員手当等で、36万4千円の増額計上です。これは、町の居宅介護支援事業職員1名分の人件費で、年度末までの支出見込みによる増額補正です。

以上がサービス事業勘定、歳出の事項別明細です。これに対応致します歳入です。

22ページです。2. 歳入です。2款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金で、36万4千円の増額計上です。全額一般会計からの繰入金で対応致そうとするものです。

以上がサービス事業勘定、歳入の事項別明細です。18ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正(サービス事業勘定)の歳入です。歳入合計、補正前の額1千213万3千円に、36万4千円を追加し、補正後の額を1千249万7千円に致そうとするものです。

次に19ページです。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を1千249万7千円に致そうとするものです。

なお、附表と致しまして、24ページから31ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が議案第71号、令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第71号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第72号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第72号、令和2年度松前町後期高齢者医療特別

会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第72号、令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、その内容をご説明申し上げます。

令和2年度松前町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千979万6千円に致そうとするものであります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正の内容は、令和3年度税制改正に伴います後期高齢者医療電算システムの改修に係る費用の計上であります。

それでは、歳出の事項別明細によりご説明申し上げます。最後のページ、8ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款2項1目徴収費で、12節後期高齢者医療システム改修委託料として、56万1千円の追加計上です。これは、令和3年度税制改正に伴い、保険料等を算定する後期高齢者医療システムの改修が必要となることから、その委託料を追加しようとするものであります。

以上が歳出の事項別明細でございます。これに対応致します歳入です。6ページへお戻り願います。

2. 歳入です。3款1項1目1節事務費繰入金で、44万9千円の追加計上です。これは、歳出の後期高齢者医療システム改修委託料のうち、国の補助対象外の経費を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、7ページです。6款1項1目1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で、11万2千円の計上です。これは、歳出の後期高齢者医療システム改修委託料のうち、国の補助対象分計上するものであります。

以上が歳入の事項別明細でございます。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。歳入合計、補正前の額1億2千923万5千円に今回56万1千円を追加し、補正後の額を1億2千979万6千円に致そうとするものであります。

次に、3ページです。歳出におきましても歳入同様、補正後の額を1億2千979万6千円に致そうとするものであります。

以上が議案第72号、令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第72号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第73号 令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第73号、令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。水道課長。

○水道課長(高橋光二君) ただ今議題となりました議案第73号、令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

この度の補正予算は、令和2年の人事院勧告に伴い改定された期末手当についての減額補正の他、当初予算におきまして、正職員を配置する予定でありましたが、実際には会計年度任用職員を配置したこと等によりまして、給料、手当、法定福利費を補正するものであります。また、このたびの組織機構改編により、来年度から建設水道課としての業務を行うにあたり、今年度中に水道課庁舎の改修を予定しておりまして、更には光回線の敷設等のための経費を補正しようとするものであります。

それでは、始めに議案の1ページでございます。第1条は、総則です。令和2年度松前町水道事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、収益的収入及び支出です。令和2年度松前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。収入で、第1款事業収益既決予定額1億8千505万8千円に97万7千円を追加し、補正後の予定額を1億8千603万5千円に致そうとするものです。内訳と致しまして、第2項営業外収益で、既決予定額3千237万2千円に97万7千円を増額し、補正後の予定額を3千334万9千円に致そうとするものです。これは、4月からの建設水道課としての業務を開始するにあたり、水道課庁舎の1階に更衣室及び相談室を設けるための改修経費に対しまして、一般会計からの補助金を見込んだところであります。

次に支出です。第1款事業費既決予定額1億7千702万5千円に44万7千円を増額し、補正後の予定額を1億7千747万2千円に致そうとするものです。支出の内訳と致しまして、第1項営業費用で、既決予定額1億6千926万円に44万7千円を増額し、補正後の予定額を1億6千970万7千円に致そうとするものであります。これは、今回給与改定及び職員1名が会計年度任用職員になったことにより、給与費では160万9千円の減額補正となりますが、水道課庁舎への光回線の敷設のため、6万3千円の通信運搬費と電話の保安器の改修と修繕費で、101万6千円を増額が必要となるほか、組織機構の改編により、新たに建設水道課の業務に資するための庁舎の改修費として、97万7千円の支出が見込まれるため、合わせて205万6千円を増額補正が必要となることから、全体としては44万7千円を増額補正となったところであります。

次に、第3条は資本的収入及び支出です。予算第4条本文の括弧書き中、不足する額9千899万5千円を不足する額9千872万1千円に、当年度分損益勘定留保資金3千392万6千円を当年度分損益勘定留保資金3千365万2千円に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものです。支出で第1款資本的支出、既決予定額2億9千458万8千円から27万4千円を減額し、補正後の予定額を2億918万4千円に致そうとするものです。内訳と致しまして、第1項建設改良費で、既



決予定額1億8千896万7千円から27万4千円を減額し、補正後の予定額を1億8千869万3千円に致そうとするものであります。これは、人事院勧告に伴う給与改定による期末手当の減額と、福利厚生に係る負担率の確定等により、建設改良費のうち事務費において減額補正するものであります。

次に、第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。第1号職員給与費で、既決予定額4千708万円から188万3千円を減額し、補正後の予定額を4千519万7千円に致そうとするものです。給料で28万5千円、手当で65万1千円、法定福利費で94万7千円の減額で、合計188万3千円を減額しようとするものでございます。

なお、3ページ以降に予算の説明資料と致しまして、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が議案第73号、令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第73号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第74号 令和2年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第12、議案第74号、令和2年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今議題となりました議案第74号、令和2年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入で病院運営に対する支援として、一般会計からの補助金。収益的支出で人事院勧告に基づいた期末手当支給率の制度改正による減額と、決算見込みによる給与費の増額を合わせて補正しようとするものです。

また、経費及び患者送迎バス売却に伴う費用を補正しようとするものです。資本的収入及び支出として、人工腎臓装置の更新にかかる企業債2次申請予定分及び固定資産購入費を補正しようとするものです。

それでは、1ページよりご説明申し上げます。

第1条は、総則です。令和2年度松前町病院事業会計の補正予算(第3回)は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、業務の予定量です。令和2年度松前町病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものです。第4号、主要な建設

改良事業のうち、人工腎臓装置一式、4千130万円を追加し、補正後の予定額を1億1千777万5千円にするものです。

第3条は、収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入です。第1款病院事業収益は、既決予定額12億7千268万6千円に3千400万円を追加し、補正後の予定額を13億668万6千円にするものです。その内訳と致しまして第2項医業外収益で、既決予定額2億3千456万8千円に3千400万円を増額し、補正後の予定額を2億6千856万8千円に致そうとするもので、病院事業支援に係る一般会計からの補助金3千400万円の増額であります。

次に、支出です。第1款病院事業費用は、既決予定額14億4千643万5千円に474万5千円を増額し、補正後の予定額を14億5千118万円にするものです。その内訳と致しまして、第1項医業費用で、既決予定額14億3千217万8千円に447万1千円を増額し、補正後の予定額を14億3千664万9千円にするものです。これは、人事院勧告に基づく期末手当の支給率改正に伴う分、年度途中で新規採用などの年度末までの決算見込みによる給与費の増額及び看護師等確保のため利用した人材紹介業者に対する紹介手数料、患者送迎バス売却に伴う資産減耗費の増額であります。

次に、第3項特別損失で、既決予定額711万2千円に27万4千円を増額し、補正後の予定額を745万6千円にするものです。これは、患者送迎バス売却に伴う固定資産売却損の増額であります。

2ページをお開き願います。第4条は、収益的収入及び支出です。予算第4条本文括弧書き中、不足する額「1千208万8千円」を不足する額「951万3千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1千108万8千円」を過年度分損益勘定留保資金「851万3千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入です。第1款資本的収入は、既決予算額1億2千11万2千円に4千387万5千円を増額し、補正後の予定額を1億6千398万7千円にするものです。その内訳と致しまして、第1項企業債で、既決予定額1千940万円に4千380万円を増額し、補正後の予定額を6千320万円にするものです。これは、人工腎臓装置一式購入事業にかかる企業債2次申請予定分の増額であります。次に、第4項固定資産売却代金で、患者送迎バス売却代金として、7万5千円を新たに計上するものです。支出です。第1款資本的支出は、既決予定額1億3千220万円に4千130万円を増額し、補正後の予定額を1億7千350万円にするものです。その内訳と致しまして、第1項建設改良費で、既決予定額1億1千616万3千円に4千130万円を増額し、補正後の予定額を1億5千746万3千円にするものです。これは、固定資産購入費で、人工腎臓装置、人工透析で使用する装置になります。導入から10年以上が経過し、修理等が困難なことから、装置更新に伴う増額となっております。

第5条は、企業債です。予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、次のとおり追加するものです。追加の分として、起債の目的、人工腎臓装置一式購入事業、限度額4千380万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりとなっております。

3ページをご覧ください。第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。第1号職員給与費、既決予定額9億2千476万6千円に154万5千円を増額し、補正後の予定額を9億2千631万1千円に改めようとするものです。

第7条は、他会計からの補助金です。予算第9条に定めた経費を次のように改めようと

するものです。他会計補助金、既決予定額2億3千872万1千円に3千400万円を増額し、補正後の予定額を2億7千272万1千円に改めようとするものです。

第8条は、重要な資産の取得及び処分です。予算第11条に定めた重要な資産の取得及び処分について、次のとおり追加するものです。取得する資産の種類、器械備品、名称、人工腎臓装置、数量一式とするものであります。

予算実施計画他、関係書類につきましては、4ページから6ページに、7ページ以降に予算に関する参考資料を添付しておりますので、ご参照を願います。

以上が、議案第74号、令和2年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) 聞けば良かったんだろうけど、聞く機会を逃したんで。この人工腎臓装置一式っていうのは、今何基があって、一式っていうのは何基なのか、それがわからないもんだから、ちょっと答弁お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今、福原議員からのご質問でございますけれども、現在人工腎臓装置、俗に言う人工透析の器械になりまして、当院では人工透析は月、水、金の1週間に3回ですね、10ベッドございまして、午前と午後の透析を実施しております。なので、1日で20人、マックスで20人の透析患者を受け入れておりますということになります。

装置の関係なんですけれども、元々個別に、患者さん1人ごとに装置がありまして、それはもう透析開始して以来、ずっとそのままの器械でやってきておりました。先ほども言ったんですけれども、もう15、6年くらい経っていると思うんですけれども、部品がもうないということで、だましまし使ってきたところがあったんですけれども、ちょっと命に関わるものなので、今回補正することになるんですけれども、その個々にあった、患者さん一人一人についての装置を、今度新しく入れ替えるのは、一括して、例えば10人の個人についてたものを一括して管理をして、その装置から全て10人の患者さんを見れるって言うんですかね、管理できるような新しい装置にしようとするものです。

なかなか上手く説明できないんですけれども、要するに個別管理してたものを、一括して集中管理できるような装置だという、簡単に言うとそういうことになりますけど、ご理解していただけますか。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) よくわかりましたよ。需要が多いんでね、安全で、そして安心してスピーディーに、短い時間で終われるような新しい装置かなと思ったもんですからね。やはり、これからもきつともって病院のね、医療報酬、診療報酬に大きい貢献するんでないかなと思ったもんだから、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第74号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会宣告

---

○議長(伊藤幸司君) 以上をもって本日の議事日程は全て議了致しました。

よって、本日はこれをもって散会致します。

なお、明日の会議時間は午前10時とし、議事日程は当日配布致します。

どうもご苦労様でした。

(散会 午後 4時03分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 福 原 英 夫

署名議員 近 江 武

令和2年12月15日（火曜日）第2号

令和2年  
松前町議会第4回定例会  
令和2年12月15日（火曜日）第2号

---

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 議案第76号 松前町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定について
  - 日程第3 議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第4 議案第78号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第5 議案第79号 松前町病院事業修学資金貸付条例等の一部を改正する条例制定について
  - 日程第6 議案第80号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
  - 日程第7 議案第81号 公有水面埋立てについて
  - 日程第8 議会改革に関する調査特別委員会中間報告について
  - 日程第9 閉会中の所管事務調査の申し出について
  - 日程第10 閉会中の正副議長、議員の出張承認について
- 

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 議案第76号 松前町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定について
  - 日程第3 議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第4 議案第78号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第5 議案第79号 松前町病院事業修学資金貸付条例等の一部を改正する条例制定について
  - 日程第6 議案第80号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
  - 日程第7 議案第81号 公有水面埋立てについて
  - 日程第8 議会改革に関する調査特別委員会中間報告について
  - 日程第9 閉会中の所管事務調査の申し出について
  - 日程第10 閉会中の正副議長、議員の出張承認について
- 

◎出席議員（12名）

議長 12番 伊藤 幸司 君	副議長 11番 堺 繁光 君
1番 疋田 清美 君	2番 飯田 幸仁 君
3番 沼山 雄平 君	4番 宮本 理恵子 君
5番 福原 英夫 君	6番 近江 武 君

7番 工藤松子君  
9番 梶谷康介君

8番 西川敏郎君  
10番 斉藤勝君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員

町長 石山英雄君  
総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長  
尾坂一範君  
税務課長 三浦忠男君  
健康推進課長 松谷映彦君  
水産課長兼水産センター所長 渡辺孝行君  
農林畜産課参事兼肉牛改良センター所長  
三谷幸一君  
建設課長 横山義和君  
病院事務局長 白川義則君  
水道課長 高橋光二君  
学校教育課長兼学校給食センター所長  
鍋谷利彦君  
議会事務局長兼監査室長 鍋島孝明君

副町長 若佐智弘君  
政策財政課長兼会計管理者兼出納室長  
佐藤隆信君  
福祉課長兼清部保育所長 岩城広紀君  
町民生活課長 平田昭浩君  
農林畜産課長兼農業委員会事務局長  
福井純一君  
商工観光課長 田中建一君  
大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長  
川合秀樹君  
教育長 宮島武司君  
文化社会教育課長 堀川昭彦君  
監査委員 藤崎秀人君

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 鍋島孝明君  
議会事務局書記 三上大輔君

議会事務局次長 佐藤巧君



---

◎開議宣告

---

- 議長(伊藤幸司君) おはようございます。  
直ちに、本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程

---

- 議長(伊藤幸司君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りです。
- 

◎会議録署名議員の指名

---

- 議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番工藤松子君、8番西川敏郎君、以上2名を指名致します。
- 

◎議案第76号 松前町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定について

---

- 議長(伊藤幸司君) 日程第2、議案第76号、松前町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長(尾坂一範君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第76号、松前町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、松前商工会から、現在の事務局長が令和3年3月31日付で退職することから、後任を北海道商工会連合会など関係機関と協議してまいりましたが、適任者がいないため、松前町から職員を派遣できないか、去る11月2日付で町長に対し、要請があったところであります。

地域の商工業者の総合的な振興発展に取り組むため、松前町と松前商工会とは今後ますます連携し、人的援助を行うことが必要であると認められることから、令和3年4月1日から職員を派遣することとしたため、新たに条例を制定しようとするものであります。

それでは、説明資料として添付しております概要の1ページをお開き願います。始めに、1、条例制定の根拠であります。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律を根拠に条例を制定しようとするものであります。

次に、2、法の目的、法第1条であります。地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としております。

次に、3、条例の主な内容であります。(1)は趣旨、第1条関係であります。法の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるものとするに致そうとするものであります。

(2)は職員の派遣、第2条関係であります。ア、派遣できる団体は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、松前商工会との間の取り決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができることに致そうとするものであります。イ、派遣できない職員は、臨時的に任用されている職員、任期を定めて採用されている職員、再任用職員及び再任用短時間勤務職員を除く。非常勤職員、条件付採用になっている職員、定年退職の特例により、引き続いて勤務させることとした職員、または、その期限を延長することとされている職員。休職、停職、または職務に専念する義務を免除されている職員に致そうとするものであります。ウ、派遣先団体との取り決め事項は、給料、その他の勤務条件に関する事項、従事すべき業務に関する事項、派遣期間に関する事項、職務への復帰に関する事項、福利厚生に関する事項、業務の従事状況の連絡に関する事項に致そうとするものであります。

(3)は派遣職員の職務への復帰、第3条関係であります。派遣職員を職務に復帰させなければならない場合としまして、派遣先団体の役職員の地位を失った場合、次、2ページをお開き願います。法またはこの条例の規定に適合しなくなった場合、派遣先団体との取り決めを反することとなった場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、またはその職に必要な的確性を欠く場合、心身の故障のため長期の休養を要する場合、刑事事件に関し起訴された場合、または水難、火災、その他の災害により生死不明、もしくは所在不明となった場合、法令に違反した場合、または全体の奉仕者足るに相応しくない非行のあった場合に致そうとするものであります。

(4)は派遣職員の給与、第4条関係であります。派遣職員の給与は、法第6条第1項の規定により、町から支給できないこととなりますが、法第6条第2項の規定により、次に掲げる業務に従事するものには、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を町から支給することができることに致そうとするもので、ア、町からの委託を受けて行う業務。イ、町と共同して行う業務。ウ、町の事務、または事業を補完し、もしくは支援すると認められる業務であって、その実施により効率的、もしくは効果的な実施が認められるものである場合、または、これらの業務が派遣先団体の主な業務である場合に致そうとするものであります。

(5)は職務に復帰した職員に関する給与条例の特例、第5条関係であります。職務に復帰した職員が派遣先団体においてついていた業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤により負傷し、もしくは疾病にかかり休職した場合は、当該業務を公務と見なし、休職期間中の給与の全額を支給することに致そうとするものであります。

(6)は派遣職員の復帰時における処遇、第6条関係であります。派遣職員の復帰時における職務の級及び号奉については、他の職員との健康上必要と認められる範囲内において、派遣期間を町に引き続き勤務した場合における職務の級及び号奉と同等とすることができることに致そうとするものであります。

(7)は報告第7条関係であります。任命権者、町長である任命権者を除くは、毎年5月末日までに、派遣先団体における処遇の状況等及び復帰後の処遇の状況等を町長に報告することに致そうとするものであります。

(8)は規則への委任、第8条関係であります。この条例に定めるものの他、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることに致そうとするものであります。

(9)は施行期日、附則であります。公布の日から施行することに致そうとするものであります。

次に、4、松前町職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(案)であります。職員の

派遣要請の手續等を定めるため、規則を制定しようとするもので、3ページから4ページに参考資料として、添付しておりますので、ご参照願います。

以上が、議案第76号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。細部にわたる審査は総務経済常任委員会に付託することにしたので、お含み願います。

これより質疑を行います。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 今回、わざわざ新しい条例をつくって職員を派遣しようとしております。今までの例の中でね、例えば道の駅に職員を、あれは派遣なのかな、その辺は私もよく認識はしておりませんが、この違いつてのは何なんですか。その辺の、前は条例制定しなくてああいう対応をしたと。だけど、今回はわざわざこういう条例制定しなければいけなかった。その辺の違いを説明していただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 道の駅の一番最初の時は、さくら漁業協同組合が指定管理者となっていて行っていたが、当時、職員を派遣するというふうな形になったんですが、最後まで派遣条例をつくってやるのか、いろいろ内部でも協議した結果、研修という形で1年間やりまして、更に1年更新して、合わせて2年間、研修の一環として職員を出したというふうなことで実施しております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 形は派遣なんですよ、前回の道の駅に対する職員も形は派遣だと。だけど、今の説明でいくとね、今回の派遣との違いつてのは、その辺の説明を求めているんですけども、違いが明確でないんですよ。再度お願いしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 道の駅の場合については、あくまでも派遣ではなくて職員の研修の一環として、道の駅の業務に携わってもらおうと。民間的なものも取り入れるための研修というふうな形でおります。

今回につきましては、正規に法律にのっかって、お互いの身分を持ちながら派遣するというふうな形になっております。

○議長(伊藤幸司君) いいですか。

他に。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮り致します。

ただ今議題となっております議案第76号については、会期中に審査を終わることとして、総務経済常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

直ちに総務経済常任委員会を開催し、その結果をご報告願います。

暫時休憩致します。

(休憩 午前10時11分)

(再開 午前11時23分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

本議案は、総務経済常任委員会に審査を付託しておりますので委員長の報告を求めます。  
総務経済常任委員会委員長近江武君。

○総務経済常任委員会委員長(近江武君) 議案審査報告書の提出について。令和2年12月15日、松前町議会第4回定例会において、会期中に審査を要すべき事件として本委員会に付託された議案第76号について、審査を終えたので、松前町議会会議規則第77条の規定により、別紙のとおり議案審査報告書を提出致します。

審査年月日、出席委員及び出席説明員は記載のとおりです。審査の結果、議案第76号、松前町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定については、適正なものと認めたので、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 委員長報告が終わりました。

議案第76号の委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第76号に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、議案第77号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第77号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。下段の説明欄です。肉牛改良センターで使用する肉牛の体調管理等の業務を適切に行う必要があることから、令和3年4月1日に獣医師を採用するため、条例を改正しようとするものであります。

改正案の内容であります。別表第2、等級別基準職務表につきましては、去る9月に招集されました第3回定例会において、令和3年4月1日からの課長補佐制、係制の導入に伴い全部改正したところでありますが、更に同日から獣医師を採用するため、一部改正が必要となったところであります。別表第2、等級別基準職務表の改正案下線部分のとおり、2級の項に「獣医師の職務」、3級の項に「主任獣医師」をそれぞれ追加しようとするも

のであります。

次に、附則であります。この条例は、公布の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第77号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第77号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第78号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第78号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) ただ今議題となりました議案第78号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案の3枚目、説明資料として添付しております松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお開き願います。

まず、改正の趣旨でございます。現行の地方税法施行令に規定されている国民健康保険税の課税限度額に準ずるため、松前町国民健康保険税条例の規定の整理を行おうとするものであります。

次に、改正の内容であります。中段の表をご覧ください。各年度の課税限度額を示しておりますが、3列目、令和2年度の欄でございます。現在の松前町の課税限度額を示しております。上段から医療給付費分61万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円、合計限度額96万円となっております。また、それぞれ同じ欄の括弧内の数字が法定額、つまり地方税施行令で定められている課税限度額でございます。

次に、4列目の欄をご覧ください。令和3年度からの改正案です。現行の法定限度額と同額とするため、医療給付費分を63万円に、後期高齢者支援金分を19万円に、介護納付金分を17万円に、合計限度額99万円に致そうとするものでございます。医療給付費分を2万円、介護納付金分を1万円、合計で3万円増額しようとするものでございます。

この改正の施行期日等ではありますが、令和3年4月1日から施行し、改正後の松前町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によらうとするものでございます。

今回の課税限度額の改正に伴う影響額でございます。令和2年度課税ベースで対象世帯で16世帯、29万8千300円の課税額の増額が見込まれるところでございます。新旧

対照表につきましては、2ページから別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上が、議案第78号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第78号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第79号 松前町病院事業修学資金貸付条例等の一部を改正する  
条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第79号、松前町病院事業修学資金貸付条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今議題となりました議案第79号、松前町病院事業修学資金貸付条例等の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

お手元の議案の5枚目に説明資料として添付しております概要の1ページをお開き願いたいと思います。1、まず改正の趣旨であります。医療系の大学、養成所に在学している者、または進学しようとしている者は、現行松前町病院事業修学資金、松前町医療従事者養成修学資金及び松前町奨学資金の3種類の貸付を受けることができますが、それぞれに申請手続を要することとなり、貸付を受けようとする者の負担となっております。このことから、貸付を受けようとする者の申請手続の負担軽減を図るため、町立松前病院に従事しようとする者の申請は、松前町病院事業修学資金の貸付に一本化するなど、医療従事者の確保に繋がるよう、関係する貸付条例の一部を改正しようとするものであります。

2、主な改正の内容であります。(1)は、松前町病院事業修学資金貸付条例の一部改正であります。アは、題名で、松前町病院事業医療技術職修学資金貸付条例に改正しようとするものであります。

2ページをお開き願います。イは、貸付対象者及び貸付金額であります。区分及び貸付金額(月額)をそれぞれ記載のとおり改正しようとするものであります。また、現に町立松前病院において、准看護師として医療業務に従事している者が、当該業務に従事しながら看護師の養成施設に在学している者で、養成施設を卒業し、かつ看護師の免許を取得した後、引き続き町立松前病院において看護業務に従事しようとする者を加え、現に町立松前病院に勤務している准看護師への貸付を明確にしようとするものであります。

ウは、返還債務の免除であります。看護師及び准看護師で、貸付金額が10万円以内の場合のみ、返還債務の免除期間を修学した期間の1.5倍を1.0倍に短縮しようとする

ものであります。

3 ページ目をご覧ください。次に、(2)松前町医療従事者養成修学資金貸付条例の一部改正であります。アは貸付対象者であります。(ア)としまして、医師法に規定する臨床研修中の者を貸付対象者から除こうとするものであります。(イ)としまして、臨床工学技士法、または言語聴覚士法に基づく学校、もしくは養成施設に在学している者を貸付対象者に加えようとするものであります。(ウ)としまして、松前町病院事業医療技術職修学資金貸付条例に基づく貸付を受けようとしている者、もしくは受けようとする者を貸付対象者から除こうとするものであります。

イは貸付金額であります。区分及び貸付金額(月額)をそれぞれ記載のとおり改正しようとするものであります。

4 ページをお開き願います。次に、(3)松前町奨学資金条例の一部改正であります。貸付対象者から松前町医療従事者養成修学資金貸付条例及び松前町病院事業医療技術職修学資金貸付条例に基づく貸付を受けている者、もしくは受けようとする者を除こうとするものであります。

3、施行日等であります。(1)の施行期日としまして、この条例は令和3年4月1日から施行致そうとするものであります。(2)の経過措置としまして、改正後の松前町病院事業医療技術職修学資金貸付条例第7条第1号の規定は、この条例の施行日(以下「施行日」と言う。)以後の貸付分から適用し、施行日前の貸付については、なお従前の例にするものであります。(3)としまして、松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部改正であります。松前町病院事業医療技術職修学資金貸付条例の一部改正により、題名が変更となったため、別表に規定している「病院事業修学資金」を「病院事業医療技術職修学資金」に改めようとするものであります。

4、新旧対照表であります。新旧対照表は、別紙として5ページから15ページに添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上が、議案第79号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第79号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第80号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第80号、地方税法等の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) ただ今議題となりました議案第80号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表3ページ、下段の説明欄をご覧ください。地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)により、地方税法が改正され、延滞金の割合の名称「特例基準割合」が、「延滞金特例基準割合」に改められたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。なお、改正案中の平均貸付割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除してでた割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合を言います。

次に、改正案の内容でございます。説明資料1ページをお開き願います。第1条による改正は、松前町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正であります。

次に、2ページです。第2条による改正は、松前町後期高齢者医療に関する条例の一部改正です。第1条、第2条、同じ内容でございますが、それぞれ引用しております地方税法等の改正により、現行下線部分を改正案下線部分のとおり改めようとするものでございます。

次に附則です。第1項施行期日です。この条例は、令和3年1月1日から施行しようとするものです。第2項延滞金に関する経過措置です。第1条の規定による改正後の松前町税外諸収入金の徴収に関する条例、附則第2項の規定及び第2条の規定による改正後の松前町後期高齢者医療に関する条例、附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によろうとするものでございます。

以上が、議案第80号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第80号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第81号 公有水面埋立てについて

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第81号、公有水面埋立についてを議題と致します。提出者の説明を求めます。水産課長。

○水産課長(渡辺孝行君) ただ今議題となりました議案第81号につきまして、ご説明を



申し上げます。

本議案は、北海道が整備しようとする第1種静浦漁港に関わる東護岸の改良工事計画に伴い、公有水面埋立てを要するものであります。

東護岸の改良につきましては、令和3年度に予定しており、その内容につきましては、老朽化した護岸を拡幅補強する工事内容となっているところでございます。今般、11月20日をもって公有水面埋立法第3条第1項の規定により、北海道知事から埋立てに関する意見を求められましたので、これに同意致したく、議会の議決を求めるところでございます。

始めに、出願者は、北海道知事鈴木直道であります。

次に、埋立区域は、松前郡松前町字静浦94番地先の公有水面20.99平方メートルと、松前郡松前町字静浦94番地先の公有水面2.79平方メートルでございます。

参考資料に埋立ての概要を示す平面図を添付させていただいておりますが、格子模様の部分が埋立区域でございます。埋立てに関する工事の施工区域は、埋立区域を含め167.37平方メートルでございます。なお、埋立地は、漁港施設用地として使用されるものでございます。

以上が、議案第81号でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第81号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会改革に関する調査特別委員会中間報告について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議会改革に関する調査特別委員会中間報告についてを議題と致します。

議会改革に関する調査特別委員会から、議会改革に関する調査について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮り致します。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。よって、議会改革に関する調査特別委員会の中間報告を受けることに決定致しました。

議会改革に関する調査特別委員会から、調査の中間報告を求めます。議会改革に関する調査特別委員会委員長堺繁光君。

○議会改革に関する調査特別委員会委員長(堺繁光君) 議会改革に関する調査特別委員会中間報告書について。

本委員会は、令和元年9月11日、松前町議会第3回定例会において承認を得た議会改革に関する調査について、松前町議会会議規則第47条第2項の規定により、別紙のとおり中間報告書を提出致します。設置の経緯、委員会の開催状況、調査概要については記載のとおりです。

中間報告。今後における議会及び議員のあり方について様々な角度から議論を進め、一層の議会運営の効率化と活性化に向けた取り組みについて方向性を見出すため、各委員より検討すべき課題について意見を述べてもらい、検討課題をそれぞれ項目別、検討期間別に整理して討議を進めた。

#### (1) 議会運営・活性化について。

ア、議員定数については、削減と現状維持との両論があった。また、議員報酬についても増額と現状維持との両論があった。このことから、今後において議員のなり手不足や人材の育成等を含め、町民から意見を徴収するとともに、全国的な流れや、現在行われている国勢調査の動向も勘案し、継続して調査することとした。

イ、定例会における一般質問の質問時間については、今後設置する議会モニターから意見を徴収して、引き続き協議して行く等の方向性が示されました。

ウ、会議のペーパーレス化等を目的としたタブレットの導入については、既に導入している函館市議会の状況を視察のうえ検討した結果、令和3年度より運用していくこととした。

#### (2) 開かれた議会について。

ア、町民懇談会、意見交換会、議会報告会については、本年1月、商工会青年部と人口減少や町の将来をテーマとした懇談会を実施したところであるが、議会が主体性を持ち、様々な団体と懇談を行うことは有意義であることから、今後においても目的や手法等を協議して実施していくこととした。

イ、議会モニター制度については、実施している他町村の状況を調査のうえ協議した結果、議会への関心を高めることができ、また、町民からの意見や要望などを広く聴取できるとの効果があることから、令和3年度より実施することとした。

ウ、議会だよりについては、その編集や発行を現在議会運営委員会で行っているが、広報委員会などの新たな組織は設置せずに、町民が見やすく、わかりやすい紙面づくりに向け、発行時期や編集内容等の課題について、引き続き協議していくこととした。

エ、日曜議会、夜間議会については、過去に実施した状況を鑑みて実施しないこととした。

オ、模擬議会については、松前高校生を対象に議会形式ではなく、生徒主体による懇談会形式での実施について、検討していくこととした。

#### (3) その他。

ア、議員の兼業及び兼職の禁止並びに年金制度の改善については、全国的な動きや情報を共有しながら、必要に応じ北海道町村議会議長会を通じて国に対し、要望していくこととした。

イ、議員の資質向上等を図るため、松前町議会議員研修計画を策定し、それに基づき研修会を実施していくこととした。なお、第1回目として、令和2年11月13日に福島町、知内町及び木古内町の各議会と合同で研修会を行った。また、同様の目的から本議会終了後における議員間の意見交換会の実施についても検討していくこととした。

ウ、町内で大規模災害が発生したときに、議会として町民の安全確保、災害復旧に向け、迅速かつ適切な対応ができるよう、「松前町議会議員の災害対応行動指針」を策定した。

以上であります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

---

#### ◎閉会中の所管事務調査の申し出について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長から、議会運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中所管事務調査したい旨の申し出がありました。委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を承認することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の正副議長、議員の出張承認について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、閉会中の正副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会を代表して正副議長、議員が出席を要する諸行事、慶弔、会議、陳情等について、議会の承認を得て正副議長、議員を出張させたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今お諮りのとおり承認することに決定しました。

なお、出席議員については、その都度、議長において指名することに致したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て議了致しました。

これをもって令和2年松前町議会第4回定例会を閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午前11時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

副議長 堺 繁 光

署名議員 工 藤 松 子

署名議員 西 川 敏 郎